

令和8年度 保育施設案内



この案内は、東大阪市における保育施設の利用申請及び入所後における各種変更の手続き、必要書類等について記載しています。入所が決まった後も大切に保管しておいて下さい。

令和9年4月1日入所の申込受付期間

1歳児～5歳児・・・・・・・・令和8年9月10日（木）～令和8年10月2日（金）
0歳児、1～5歳児の追加選考申請・・令和9年1月6日（水）～令和9年2月5日（金）

（お知らせ）

令和9年4月1日入所の申込受付は、上記のとおり期間を設けて郵送にて受付します。
詳細については、市のウェブサイトをご確認ください。
なお、年度途中入所希望の申込受付はこれまでと同様随時窓口にて受付します。

東 大 阪 市

目 次

I 子ども・子育て支援新制度のご案内

- 1 新制度の給付対象施設・地域型保育事業などについて・・・1
- 2 保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）について・・・1～3
- 3 教育・保育給付認定に関する Q&A・・・4

II 保育所・認定こども園・小規模保育の申込み

- 1 申込方法・申込先・・・5
- 2 必要書類・・・6～7
- 3 利用調整（選考）について・・・8
- 4 申請から利用までの流れについて・・・8
- 5 小規模保育施設の卒園児について・・・9
- 6 在園できる期間・・・9
- 7 市外に居住地がある場合・・・10
- 8 市外の保育施設を希望する場合・・・11
- 9 施設の申込みに関する Q&A・・・12～13

III 保育施設に入ってから（2・3号）

- 1 入所後の手続きについて・・・14～15
- 2 育児休業中・育児休業取得予定及び育児休業から復帰する方について・・・16
- 3 保育料について・・・17～21
- 4 食事（給食）について・・・21
- 5 施設入所後に関する Q&A・・・22～23

IV 特別保育事業等について・・・24～25

資料

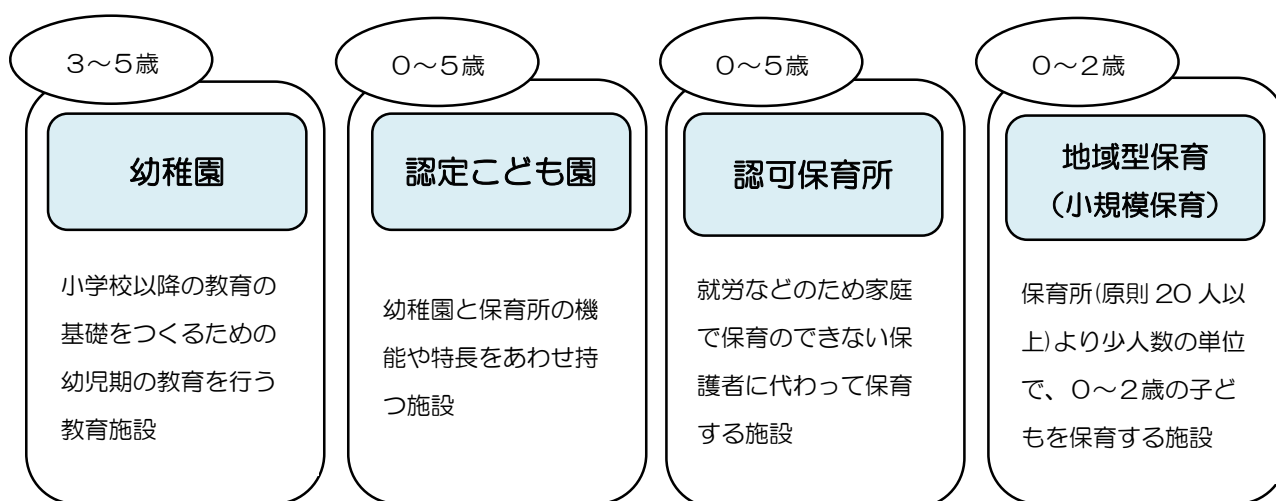
- 1 保育施設一覧（保育所（園）・認定こども園・小規模保育施設）・・・26～33
- 2 保育施設入所選考基準・・・34～37
- 3 利用者負担額表・・・38～41
- 4 認可外保育施設一覧表・・・42～43
- 5 保育施設地図・・・44
- 6 問い合わせ先等・・・45～46

I 子ども・子育て支援新制度のご案内

子どもたちの成長・家庭での子育てなど、子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決し、地域の多様なニーズに応じた幼児期の学校教育や保育・地域の子育て支援の拡充や質の向上を図るため、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が全国的にスタートしました。

1 新制度の給付対象施設・地域型保育事業などについて

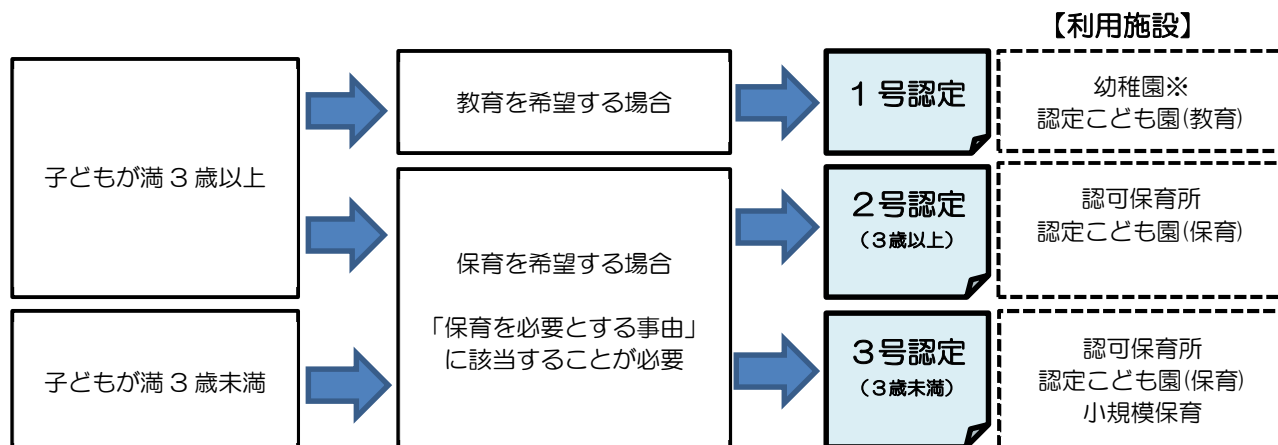
新制度では、乳幼児の預け先として、これまでの幼稚園・保育所に加えて認定こども園、地域型保育(小規模保育)があります。



2 保育の必要性の認定(教育・保育給付認定)について

新制度では、教育・保育施設(認可保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育)を利用する際には、教育・保育給付認定を受ける必要があります。教育・保育給付認定には1号から3号までの区分があり、認定の申請をしていただくこととなります。

(1) 教育・保育給付認定区分



※東大阪市では、教育・保育給付認定が必要な幼稚園は公立幼稚園および森河内幼稚園のみ(令和8年 4月1日現在)です。

上記以外の幼稚園については、これまでと利用手続きは変わらず、教育・保育給付認定は不要です。

(2) 保育が必要な事由

2号・3号の教育・保育給付認定を受けるには、保護者のいずれもが、下記の「保育を必要とする事由」に該当する必要があります。

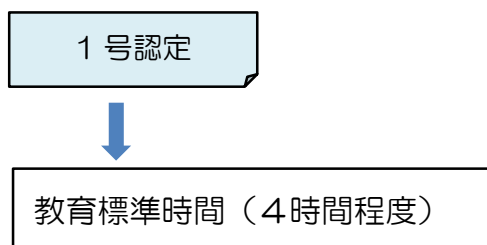
なお、集団生活をさせたい、幼児教育の場として利用したいという理由は保育が必要な事由には該当しません。

保育が必要な事由	有効期限
就労 保護者の疾病・障害 親族の介護・看護 災害等	児童の就学前まで (ただし、保護者が事由に該当しなくなった場合は、その時点まで)
妊娠・出産	出産予定日を含む月の前2カ月及び出産日の翌日の属する月の翌々月末まで ※妊娠初期であっても心身の状態により保育が困難との医師の診断があれば認定の対象となります。
就学	保護者の就学期間満了日が属する月の月末まで
求職活動中	入所希望日から90日経過後の月末まで
育児休業中(注1)	育児休業対象児童が満1歳になる月の属する年度末まで (注1) 保育施設入所後に就労復帰されたのち妊娠出産された場合、在園児について上記期間教育・保育給付認定を受けることができます。

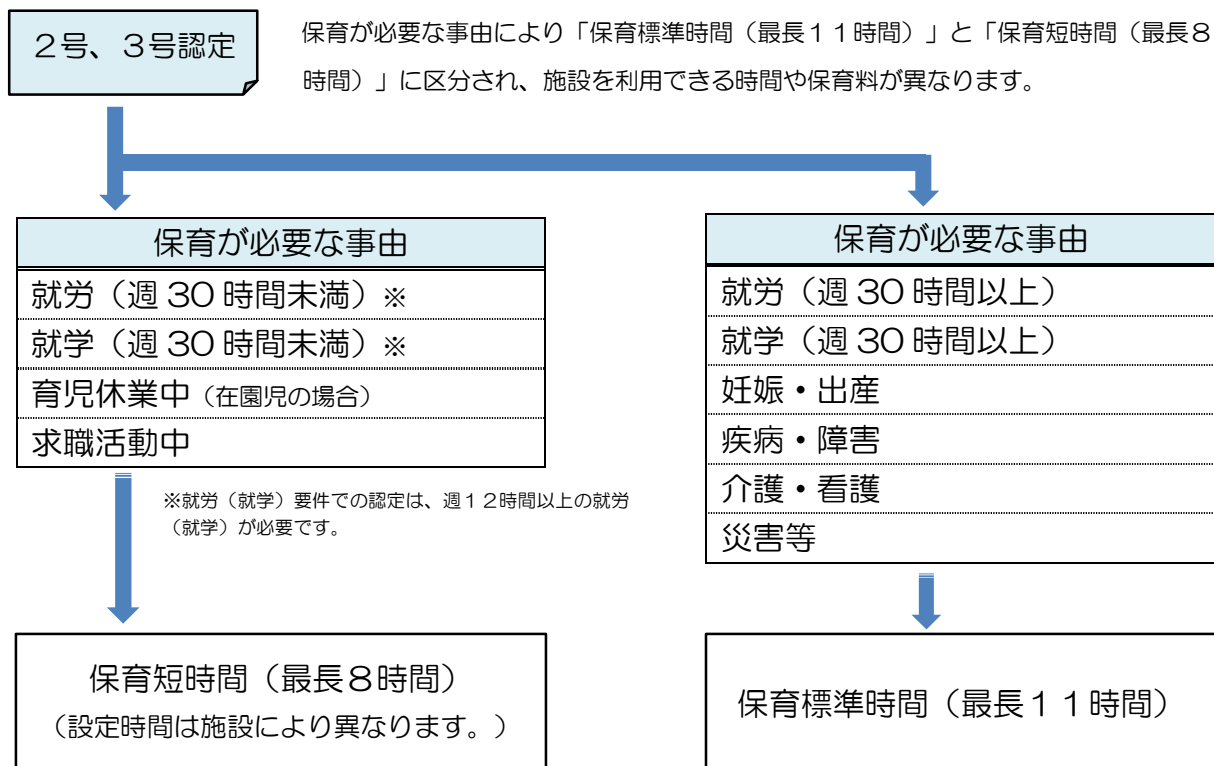
※就労(就学)要件での認定は、週12時間以上の就労(就学)が必要です。

(3) 保育の必要量（施設利用可能な時間について）

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を利用できる時間は、教育・保育給付認定区分により異なります。



利用可能な時間や預かり保育の利用を希望される場合は、各施設にお尋ねください。



注 意

2号、3号認定について

- 👉 利用できる保育時間は「勤務時間＋通勤時間」（その他保育を必要とする事由によるもの）となります。
- 👉 保育標準時間の区分に該当する事由の児童については、ご家庭の事情等により保育短時間での利用とすることも可能です。
- 👉 保育短時間の区分に該当する事由の児童について、保護者の勤務状況等により施設設定の時間帯を超えての利用が常態となる場合、保育標準時間で認定できる場合があります。

3 教育・保育給付認定に関する Q&A

Q1

保育施設に入園したいのですが、教育・保育給付の認定申請はどうやって行うのですか？

入園の申込みと同時に申請することができます。

申請先 保育利用相談課または各福祉事務所子育て支援係

Q2

3号認定から2号認定への切替えは必要ですか？

手続きは必要ありません。市で認定の変更を行います。

Q3

1号認定から2号認定への変更はどのように行えばいいですか？

入所申込が必要になります。利用調整は保育施設入所選考基準に基づき市が行います。申込みの状況によっては2号への変更ができない場合があります。

申請先 保育利用相談課または各福祉事務所子育て支援係

Q4

認定こども園に通っています。

2号認定から1号認定への切替えはどのような手続きが必要ですか？

在園している施設に相談の上、1号の教育・保育給付認定手続きをしてください。2号認定としては退園になり、新たに1号認定として入園する事になります。

提出先 通園している認定こども園

Q5

求職活動中として教育・保育給付認定を受けていますが、仕事が決まりました。どのような手続きが必要ですか？

認定の要件を求職活動中から就労に変更する必要があります。また、勤務先の就労時間によっては、保育必要量を標準時間に変更する必要も考えられます。認定要件の変更や保育必要量の変更は月単位になります。変更を希望する月の前月20日までに、認定変更申請書と就労証明書を提出してください。

提出先 保育利用相談課または各福祉事務所子育て支援係

Q6

市外へ転出します。東大阪市で認定を受けた教育・保育給付認定証は転出先の自治体でも有効ですか？

市外に転出した時点で、東大阪市からの認定は終了します。転出先の自治体で、認定及び入所に係る申込みを改めて受けて頂く必要があります。

Ⅱ 保育所・認定こども園・小規模保育の申込み

認定こども園（１号認定）：幼稚園としての利用を希望の方

申 込 先 入園希望の施設
申込期間 入園希望の施設にお尋ねください。
決定方法 入園は各施設が決定します。

保育所・認定こども園・小規模保育（２・３号認定）：保育の利用を希望の方

1 申込方法・申込先

申 込 先 保育利用相談課または各福祉事務所子育て支援係
※年度途中の申込みについては、郵送での受付は行っておりません。必ず窓口にお越しください。

申込時期 途中入所の申込について
随時受付を行っています。
令和９年４月１日入所の申込みについては、８月頃に市のウェブサイト等でお知らせします。

受付時間 月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く）の９時～１７時３０分

入所決定 令和８年度途中の入所については、入所決定時に随時連絡します。

決定方法 入所は保育施設入所選考基準（Ｐ３４～３７参照）に基づき市が利用調整をします。
※原則として希望園の保育月齢を満たしていない場合は、入所の対象とはなりませんのでご注意ください。

有効期間 途中入所の申込み
待機となった場合、申込のあった年度の３月３１日まで利用調整の対象となります。

注 意

👉 申込においては、保護者のいずれもが保育を必要とする事由に該当すること、入所を希望する就学前児童について、集団での保育が可能であることが必要です。

2 必要書類

保育施設の入所申込には、以下の書類がすべて必要です。不足書類がある場合は受け付けできませんのでご注意ください。

全員が必要な書類

必要な書類	
①	施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼保育施設入所申込書
②	申込にあたっての確認書
③	家庭状況申告書
④	就労証明書、要件証明書等（保護者の方全員分） （保護者それぞれの状況により必要な書類が異なります。P7＜保育を必要とすることを証明する書類＞を確認してください。）
⑤	子どもの健康・発達状況について（健康状況確認票）
⑥	子どもの様子について

該当者のみが必要な書類

該当する事項	必要な書類
認可外施設・一時保育利用の方	○一時保育・認可外保育施設等利用証明書
ひとり親家庭の方	○ひとり親家庭医療証 ○母（父）の戸籍謄本のコピー ○離婚届受理証明書 ○児童扶養手当証書 ○裁判所発行の離婚調停関係書類 （例：呼出状、事件係属証明書） （上のいずれかひとつ）
生活保護受給家庭	○被保護証明書（福祉事務所発行のもの）
令和7年1月1日現在市外在住の方	○令和7年度市町村民税課税証明書
令和8年1月1日現在市外在住の方	○令和8年度市町村民税課税証明書

<保育を必要とすることを証明する書類>

保護者の状況		必要な書類
就労	就労されている方 自営業の方	○就労証明書 ○現在の仕事の収入を証明する書類 ▶月給のわかる直近分の給与明細等（申込時にまだ給与の支給がない場合は、給与明細が発行され次第提出してください） ▶確定申告書の控え（自営業の方） ○誓約書（育児休業中の場合のみ） ▶入所後1か月以内の就労復帰が必要です。
	就労することが内定している方	○内定先の就労証明書 ○誓約書 ▶入所後1か月以内の就労開始が必要です。 ▶申込後に就労を開始したときは、就労開始後の就労証明書と給与明細書を提出してください。提出後、入所要件を「就労確定」から「就労」に変更します。
就学	就学している方（就学予定含む）	○要件証明書（「1. 就学の方」欄） ▶就学先の学校の方に記載してもらう必要があります。
疾病	病気やけがの方	○要件証明書（「2. 疾病の方」欄） ▶本人の記載に加え、医療機関の方にも記載してもらう必要があります。
障害	障害がある方	○要件証明書（「3. 障害の方」欄） ○障害者手帳のコピー
介護・看護	病人や要介護者を介護している方	○要件証明書（「4. 介護・看護の方」欄） ○被介護・看護者が障害者手帳がある場合は手帳のコピー ○被介護・看護者が疾病の場合は要件証明書「2. 疾病の方」欄における医療機関からの診断書
妊娠・出産	妊娠中及び出産後間がない方	○要件証明書（「5. 妊娠・出産の方」欄） ○胎児の母子手帳（出産予定日記載欄）のコピー
求職中	仕事を探している方	○要件証明書（「6. 求職中の方」欄） ○ハローワークの受付票のコピー等
災害	災害を受けた方	○り災証明

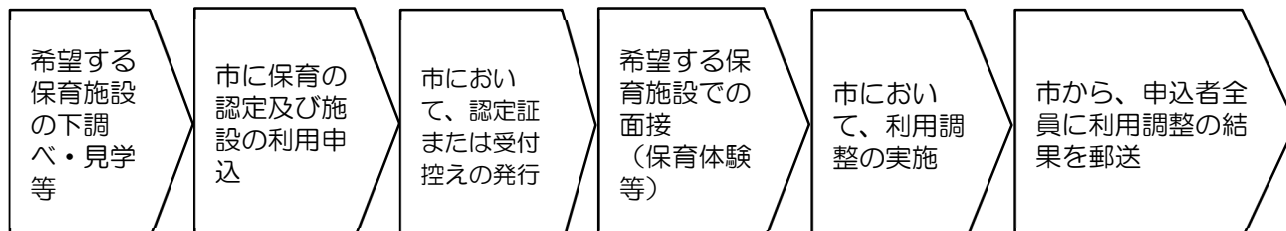
3 利用調整（選考）について

保育施設入所選考基準表（P 34～37 参照）に基づき、利用調整を行います。基礎指数と調整指数を合算し、合計指数の高い方から入所を決定します。

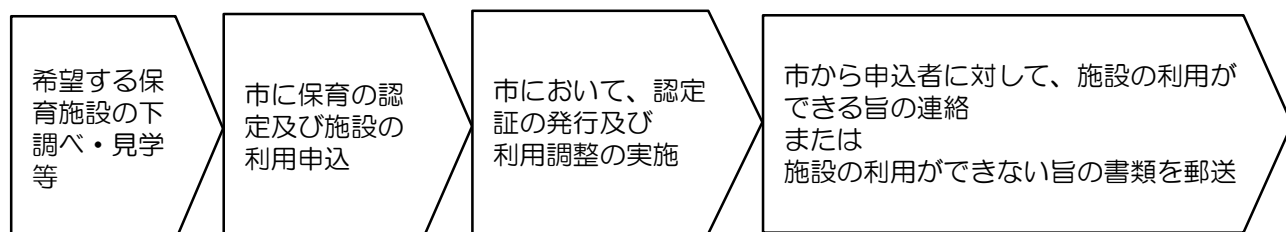
- 基礎指数について、2つ以上該当する場合は、主に保育を必要とされるもの1つを適用します。
- 育児休業中の場合、保育施設入所後1ヶ月以内に就労復帰する誓約書を提出すると、就労の指数で利用調整を行います。
- 2人以上の兄弟姉妹を同時に申込み、希望された園に定員以上の申込があった場合、1人だけの利用決定となることがあります。1人だけ入所した場合、入所した児童については「保育を必要とする事由」が必要となります。入所事由が確認できない場合は利用決定の取消や退所となりますのでご注意ください。
- 入所日が出産日（予定日）の前後2か月の期間に該当する場合は、出産要件での利用調整になります。ただし、産前産後休業後に復帰する場合などは誓約書の提出により就労要件で利用調整できる場合があります。

4 申請から利用までの流れについて

<4月入園の場合>



<年度途中の入園の場合>



5 小規模保育施設の卒園児について

小規模保育施設の卒園予定児童については、卒園予定年度に卒園後の施設の入所申込みを行うことができます。

継続の入所申込書は、5月頃に、通園している小規模保育施設より配布します。

継続の入所申込みについては、保育を必要とする事由があり、希望園欄に全ての連携施設の記入がある場合は、保育の継続について一定の配慮があります。なお、連携施設のなかで希望されない施設がある場合は、小規模保育施設の卒園予定児童の申し込み状況によっては入所決定とならないことがあります。

連携施設以外の保育施設を希望される場合（連携施設と連携施設以外の保育施設を併願で希望する場合を含む）については、選考基準による通常の選考となり、入所可能数を上回る希望がある場合、入所決定とならないことがあります。

また、小規模保育施設の連携施設については、毎年設定を行います。入園時と卒園時で連携施設が異なる場合がありますのでご注意ください。

6 在園できる期間

入所後の在園期間は原則として、教育・保育給付認定の有効期限（P 2 参照）までです。（3号から2号への切替え除く） 教育・保育給付認定の有効期限が満了すると保育施設を利用することはできません。引き続き保育施設の利用を希望される場合は、新たな要件での認定が必要です。

在園期間中に認定期間の満了を迎える
要件で申込、入所した場合について

- 👍 認定期間が満了する前に、保育を必要とする事由の変更手続きを行うと、在園できる期間の延長が可能となります。
- 👍 保育が必要な事由として、妊娠・出産や求職活動で申込・入所決定した場合、在園し続けるには入所後に別の保育を必要とする事由を提出する必要があります。

7 市外に居住地がある場合

東大阪市外に住んでおられる方が、東大阪市内の保育施設に入所を希望する場合は、居住の市区町村から東大阪市内に委託する方法があります。居住の市町村の保育施設を担当する窓口でご相談ください。ただし、利用調整においては東大阪市内在住の方が優先されますのでご了承ください。

また、入所決定された場合、決定期間は年度末までとなります。次年度以降も引き続き利用を希望される場合、再度入所申込みの手続きが必要です。

注 意

- 👉 希望できる東大阪市の保育施設は4施設までとなります。
- 👉 東大阪市内に転入の予定がある場合であっても、東大阪市内に申込みができるのは、東大阪市内に住民票を異動した日以降です。
- 👉 次年度の4月1日入所希望の申込みを行う方で、当年の3月末までに転入の予定がある場合のみ、賃貸借契約書又は住宅等の売買契約書のコピー及び住民票（現在お住まいの自治体のもの）を申請書類に添付すると東大阪市民として東大阪市内に申込みが可能です。

8 市外の保育施設を希望する場合

東大阪市に転入後、引き続き以前通所していた保育施設への通所を希望する場合や、勤務先の都合等により、東大阪市外の保育施設への入所を希望される場合、委託（当該市区町村への依頼）により申込みが可能です。

申 込 先 保育利用相談課または各福祉事務所子育て支援係

申込期間 希望先の保育施設がある市区町村が定める期間

決定方法 委託先の市区町村が入所の可否を決定します

入所期間 入所日から年度末まで（保育を必要とする事由により異なる場合があります）

注 意

- 👉 次年度以降も引き続き入所を希望する場合は、再度申込みが必要です。
- 👉 転入等により、継続して市外保育施設の入所を希望される場合は別途、東大阪市内の保育施設についても申込みができます。
- 👉 東大阪市内の保育施設と東大阪市外の保育施設を併願で申込みの場合は、東大阪市内の保育施設の入所が優先されます。市内保育施設で入所決定となった場合は、市外の保育施設の申込は取り下げ扱いとなります。
- 👉 希望できる保育施設数は当該市区町村へご確認ください。ただし、市内保育施設と併願する場合は、市外と市内合わせて4施設までの希望となります。

9 施設の申込みに関する Q&A

Q1

保育が必要な事由を求職活動として申込を行いました。仕事が決まりました。どのような手続きが必要ですか？

就労証明書及び認定変更申請書の提出が必要です。提出がない場合、利用調整における選考の指数に反映されません。ただし、提出する時期によっては選考の指数に反映できない場合もあります。

なお、就労時間によっては保育必要量を標準時間に変更する必要も考えられるため、認定変更申請書での保育必要量の変更申請も忘れずに行ってください。

Q2

転園の申込を行い、転園が決定しましたが、転園する必要がなくなりました。前の施設に戻ることは可能ですか？

転園が決定すると、前の施設に戻ることは出来ません。

転園が決定する前に転園の必要がなくなった場合は、速やかに保育施設入所申込取下届を提出してください。

Q3

現在就労中で出産を控えています。出産後は仕事に復帰する予定ですが、入所申込の申請はできますか？

申請は可能です。出産後速やかに就労復帰される場合は、申請時に、入所決定の際は産後3カ月以内に就労復帰する誓約書を提出すると、保育が必要な事由を就労として利用調整を行います。なお、入所後、復帰が確認できない場合は、退所となる場合がありますのでご注意ください。

Q4

現在育児休業中ですが、入所申込の申請はできますか？

育児休業中での申請は可能ですが、誓約書を提出の上、入所後1か月以内の就労復帰が必要です。入所後、復帰が確認できない場合は、退所となる場合がありますのでご注意ください。

Q5

現在待機中です。来年度の4月入所のために再度申請が必要ですか？

4月入所のための申請が改めて必要です。

4月入所については、申請時期等が決まっているのでご注意ください。

Q6

申込を行うにあたり、施設の空き状況を知ることは可能ですか？

窓口と電話でお伝えしています。電話の場合、下の連絡先にお問い合わせください。

保 育 利 用 相 談 課	06-4309-3202
東福祉事務所 子育て支援係	072-988-6619
中福祉事務所 子育て支援係	072-960-9274
西福祉事務所 子育て支援係	06-6784-7982

Q7

申し込んだ入所希望施設を変更することは可能ですか？

入所希望施設変更届を提出すると変更が可能です。

ただし、入所希望施設変更届に記載された変更後の希望施設が、定員超過で入所できない場合、利用ができない旨の通知は送付しませんので、ご注意ください。

なお、希望する施設の利用ができない旨の通知は、入所申込の申請書を受け付けた後、施設に空きがない場合に発行しますが、発行は一度きりです。

提出先 保育利用相談課または各福祉事務所子育て支援係

Q8

入所の申込を行いました。待機証明書が必要です。受け取るにはどのような手続きが必要ですか？

希望する施設への入所ができない場合、申請書に記載された入所希望日の1カ月前からを目安に「利用調整結果通知書（利用不可）」を発行し通知しています。「利用調整結果通知書（利用不可）」は申請書に記載された入所希望日に希望する施設に入れないことを証明するもので、発行は一度きりです。

この通知以降に待機を証明する書類が必要な場合は、下に記載の提出先に保育施設待機証明申請書を提出すると、待機証明書を郵送で受け取ることができます。

ただし、申請書提出から受け取りまでには2週間程度必要です。

提出先 保育利用相談課または各福祉事務所子育て支援係

Ⅲ 保育施設に入ってから（２・３号）

１ 入所後の手続きについて

（１）保育が必要な事由の確認について

保育が必要な事由が継続しているかの確認のため、年に１度、入所要件調査にて証明書の提出を求めます。期日までに提出がない場合または保育が必要な事由がなくなった場合は退園となります。

（２）保育施設を退園する場合

○保育園を退園

退園日の２週間前までに保育利用相談課または各福祉事務所子育て支援係に「退所届」を提出してください。

○認定こども園、小規模保育施設を退園

施設の指定する期日までに退園の届出書等（施設が指定する書式のもの）を各施設にご提出ください。

注 意

👉 電話や口頭で保育施設等に退園の意向を伝えるだけでは、退園扱いにはなりませんのでご注意ください。

（３）各種変更について

保育施設に入所後、家庭状況や教育・保育給付認定の認定事由等の変更があった場合は、変更後速やかに必要書類を提出してください。

保育必要量及び保育が必要な事由の変更は月単位です。変更を希望する月の前月２０日（土・日・祝の場合は翌営業日）までに必要書類を下の提出先に提出してください。（必着）

提出先	保育利用相談課または各福祉事務所子育て支援係
-----	------------------------

主な変更の内容	提出書類
仕事を辞めた (求職中になった)	☐ 認定変更申請書 ☐ 要件証明書(「6. 求職中の方」欄) ☐ ハローワーク受付票のコピー等 ※求職活動は保育必要量が短時間での認定になります。
就労状況が 変わった (勤務先、就労時間等が変わった)	【保育必要量の変更が必要な場合】 ☐ 認定変更申請書 ☐ 就労証明書 【保育必要量の変更が必要ない場合】 ☐ 就労証明書
仕事に就いた	☐ 認定変更申請書 ☐ 就労証明書
出産を 控えている	☐ 認定変更申請書 ☐ 要件証明書(「5. 妊娠・出産の方」欄) ☐ 母子手帳のコピー(出産予定日が記載されたページ) ※就労中に妊娠・出産し、その後育児休業を取得する場合は、下の「育児休業を取得する」欄をご覧ください。
育児休業を 取得する	☐ 認定変更申請書 ☐ 就労証明書 ※育児休業は保育必要量が短時間での認定になります。 詳しくはP16の「2. 育児休業中・育児休業取得予定及び育児休業から復帰する方について」をご覧ください。
育児休業から 復帰する	☐ 認定変更申請書 ☐ 就労証明書 ※ 保育必要量は児童ごとに認定しています。 育児休業対象児童が、保育必要量を「標準時間」として入所決定している場合、既に入所している兄弟の保育必要量を「標準時間」に変更する必要がありますのでご注意ください。
保育必要量を 変更したい	☐ 認定変更申請書 ☐ (就労している場合) 就労証明書 ☐ (就労以外の場合) 要件証明書 ※保育が必要な事由を育児休業または求職活動で認定を受けている場合の保育必要量は、短時間のみです。
住所・氏名が 変わった	☐ 認定変更申請書 ※転居先が東大阪市外となる場合は、P10の「市外に居住地がある場合」も確認してください。
世帯員の変更が あった	【結婚の場合】 ☐ 認定変更申請書 ☐ 婚姻届受理証明書または戸籍謄本(婚姻日の記載分) ※結婚等で保護者が増えた場合は、保育が必要な事由の確認が必要なため、就労証明書または要件証明書も提出してください。 【離婚の場合】 ☐ 認定変更申請書 ☐ 離婚届受理証明書または戸籍謄本(離婚日の記載分) ※保育料については、結婚・離婚された翌月(1日の場合は当月)からの変更になります。結婚等で保護者が増えた場合は、市町村民税課税証明書が必要な場合があります。 【結婚・離婚以外での世帯員の変更】 ☐ 認定変更申請書

2 育児休業中・育児休業取得予定及び育児休業から復帰する方について

(1) 育児休業中・育児休業取得予定の方

すでに入所している兄弟は、育児休業中も継続して利用できます。

ただし、すでに入所している兄弟の保育が必要な事由を育児休業に変更する必要があります。

変更に必要な書類	○認定変更申請書 ○育児休業期間が記載された就労証明書
認定期間	育児休業対象児童が満1歳になる月の属する年度末まで
保育の必要量	短時間のみ
提出期限	育児休業に入る月の20日までに必着（土日祝の場合は翌営業日まで）
提出先	保育利用相談課または各福祉事務所子育て支援係

注 意

- 👉 育児休業での認定満了後も育休復帰されず、就労以外の要件がない場合、すでに入所している兄弟の在園要件がなくなるため、退所となりますのでご注意ください。
- 👉 育児休業取得中に退職した場合、すでに入所している兄弟の在園要件が育児休業でなくなります。兄弟が在園し続けるには、別の保育が必要な事由が必要になりますのでご注意ください。

(2) 育児休業から復帰する方

すでに入所している兄弟の保育が必要な事由を就労に変更する必要があります。

変更に必要な書類	○認定変更申請書 ○復職年月日が記載された就労証明書
保育の必要量	就労時間に応じて短時間若しくは標準時間
提出期限	復帰を希望する月の前月20日までに必着（土日祝の場合は翌営業日まで）
提出先	保育利用相談課または各福祉事務所子育て支援係

注 意

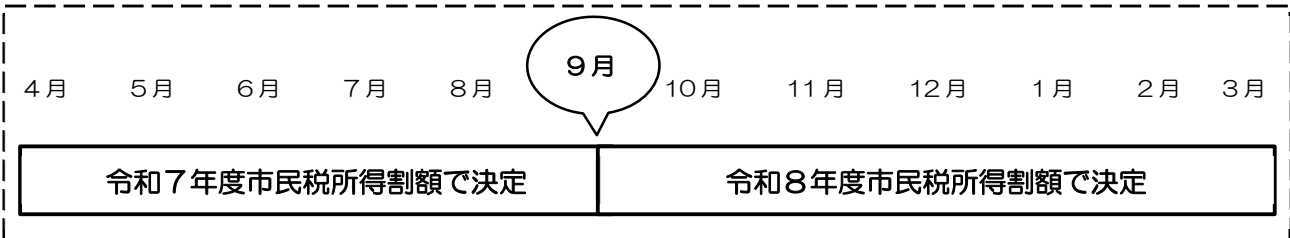
- 👉 保育必要量は児童ごとに認定しています。育児休業対象児童が、保育必要量を「標準時間」として入所決定している場合、既に入所している兄弟の保育必要量を「標準時間」に変更する必要がありますのでご注意ください。

3 保育料について

（１）保育料の決定

保育料は、児童の4月1日の年齢及び世帯の市民税所得割額（住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除の適用前の額）により決定します。（P38～41参照）

また、毎年9月に市民税所得割額算定基準の年度が切替わります。



○祖父母と同居の場合で保護者の税額が一定基準額に満たない場合は、祖父又は祖母のうち市民税所得割額が高い方の税額で保育料を決定します。

ただし、保護者の現在の収入が一定基準額以上の時は、保護者の市民税所得割額で決定できる場合があるので、お問い合わせください。

○市民税の申告がない方や東大阪市に転入された方で課税証明書の提出がない場合は、仮決定として、いったん市で保育料を決定します。仮決定の保育料は、最高階層になる場合がありますのでご注意ください。

(2) 1歳児、2歳児クラスの保育料について

令和8年度から市の独自施策として、2歳児クラスの保育料を無償化しています。さらに、令和9年度から1歳児クラスも無償化を開始します。

(3歳児以上のクラスについては国の制度で無償化されています。)

ただし、市民税の申告がない方や東大阪市に転入された方で課税証明書の提出がない場合は、無償化対象とならず仮決定として保育料負担が生じます。

※0歳児クラスの保育料無償化は実施時期も含め、引き続き検討いたします。

注意

👉 保育料が仮決定になった場合、必要な手続き（仮決定解除）を行うと、
0歳児クラス ⇒保育料が決定となります。

1歳児、2歳児クラス ⇒保育料が無料となります。

仮決定の理由	必要な手続き	手続き先
市民税が未申告の状態	市民税の申告	市民税課
他市からの転入者で税額が不明の状態	課税証明書の提出	転入前市町村の課税証明書を保育 利用相談課又は福祉事務所に提出

(3) 保育料の納入方法

利用する施設	支払先	支払方法
公立及び私立保育所 公立認定こども園	東大阪市	口座振替
私立認定こども園 小規模保育施設	各施設	各施設にお問い合わせください。

保育所・公立認定こども園

入所決定後にお渡しする口座振替依頼書で金融機関でのお手続きをお願いします。また、ウェブサイトより振替の申込をすることも可能です。

なお、引落日は毎月月末です。(月末が土日祝日の場合は、金融機関の翌営業日となります。)

口座振替依頼書入手先 保育給付課または各福祉事務所子育て支援係

ウェブサイトより申し込みを行う場合は下記のコード、または検索キーワードよりアクセスしてください！



東大阪市 Web 口座振替受付サービス

検 索

私立認定こども園・小規模保育施設

保育料は各施設にお支払いください。納付方法につきましては、各施設にお尋ねください。

(4) 多子軽減について

2号・3号認定

小学校就学前の範囲において、下記の①または②に該当する場合は、利用者負担額表2号・3号(P40～P41参照)の第2子、第3子の額が適用されます。

- ① 2人以上の児童が保育施設、公立幼稚園に入所している場合。
- ② 保育施設入所児童以外でご家族が私立幼稚園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援及び企業主導型保育事業を利用されている児童がいる場合。

なお、階層O3A、O3B、D01A、D01B世帯の上記年齢制限が撤廃されています。

1号認定

小学校3年までの範囲において、下記の①から③に該当する場合は、利用者負担額表1号(P38参照)の第2子、第3子の額が適用されます。

- ① 2人以上の児童が保育施設、公立幼稚園に入所している場合
- ② 保育施設入所児童以外でご家族が私立幼稚園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援及び企業主導型保育事業を利用されている児童がいる場合
- ③ 小学校1年から3年までの児童がいる場合

なお、階層O3A、O3B世帯の上記年齢制限が撤廃されています。

該当する上のお子さんから順に第1子、第2子とカウントします。

注 意

(2号・3号認定、1号認定共通事項)

👉 下線部分②については、毎年度、在園証明書の提出が必要です。
在園証明書は、保育利用相談課または各福祉事務所子育て支援係に提出してください。

(5) 保育料の減免について

次のいずれかに該当する場合、各福祉事務所子育て支援係、又は保育給付課に申請いただきますと、保育料を減免できますが、世帯全体の状況によりますので、減免を実施する日などを含め、詳しくは保育給付課にご相談ください。

該当事項		減免割合
1	事業又は業務の休廃止、失業等により、前年と比べて世帯所得が6割以下に低下する世帯	15%
2	障害児として施設を利用する児童、又は特別障害者を構成員に有する世帯に属する場合	15%
3	母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない世帯	15%
4	当該年度に市町村民税が減免された世帯	15%
5	児童が傷病のため月の初日から1ヵ月以上欠席した場合	15%
6	天災又は火災による被害を受けた場合（半壊以上）	50%

該当事項1については、最長6ヵ月間の適用となります。

注 意

👉 減免の申請は毎年行う必要がありますので、昨年度に減免を受けた方についても改めて申請を行ってください。

申請先 保育給付課または各福祉事務所子育て支援係

保育所及び公立認定こども園にかかる保育料の納付相談や減免に関するご相談は、保育給付課に連絡又は来庁してください。

問合先 〒577-8521 東大阪市荒本北1丁目1番1号
 電話 06-4309-3195 FAX 06-4309-3225
 市役所8階 保育給付課

（６）延長保育について

教育・保育給付認定で認定された保育時間（保育短時間は施設設定の８時間、保育標準時間は施設設定の１１時間）を超えて、保育を希望される場合は、施設において延長保育を利用することができます。（各施設の保育時間・開所時間はP26～33参照）

注 意

- 👉 延長保育を利用する場合は「延長保育利用申込書」「勤務証明書」の提出等所定の手続きが必要です。
- 👉 延長保育ご利用の際は利用料金が必要です。詳しくは保育施設へお問い合わせください。

４ 食事（給食）について

食事（給食）については、子どもたちの食事状況などを把握しながら、子どもの成長に必要な栄養をバランスよく取り入れた献立表を作成し、各保育施設で調理します。また、毎月のお誕生会などの行事は、特別な献立となります。（北宮こども園・岩田こども園では、外部搬入による給食提供となり、行事等の特別な献立はありません。）食物アレルギーに対しては程度により異なりますが、医師の指示のもと集団給食の範囲内で子どもの症状に合わせ、原因となる食材を除いたアレルギー食を作ります。０才児については、一人一人の発育に合わせた離乳食を作るなどの工夫をしています。

注 意

- 👉 アレルギー食については保育施設により対応できる範囲が異なりますので、保育施設入所申込前に保育施設に確認してください。
- 👉 医師等が集団保育が困難とした場合は、入所決定を解除することがあります。

5 施設入所後に関するQ&A

Q1

現在認可施設に在園しています。他の保育施設に転園したいのですが、転園は可能ですか？

新規での申込と同様に、転園したい園を入所希望園とした入所申込の申請書を提出して頂く必要があります。

ただし、申込を行ったからといって、必ず転園できるとは限りません。年度途中での転園が可能となるのは、入所希望先施設の定員に空きがあり、その時点で同施設を希望する他の方との選考指数を比較し、指数が他の方より高かった場合のみです。

なお、転園決定後は前の施設に戻ることは出来ませんのでご注意ください。

Q2

就労で認定を受けていますが、勤務先が変わりました。どのような手続きが必要ですか？

就労時間等の変更により、保育必要量の変更（例 標準時間から短時間への変更）が必要な場合は、認定変更申請書と新しい勤務先の就労証明書を適用したい月の前月20日までに市に提出してください。

保育必要量の変更が必要ない場合は、新しい勤務先の就労証明書のみを市に提出してください。

Q3

現在認可施設に在園しています。もうすぐ下の子を出産予定です。どのような手続きが必要ですか？

育児休業を取得される場合は、保育必要量の変更がない限り、妊娠・出産要件への変更は必要ありませんが、それ以外の場合は、在園の要件を妊娠・出産要件に変更する必要があります。

妊娠・出産要件の認定期間は、原則、出産予定日を含む月の前2カ月及び出産日の翌日の属する月の翌々月末までです。該当月の前月20日までに認定変更申請書、要件証明書及び母子手帳のコピー（出産予定日が記載されたページ）を市に提出してください。

また、出産後は妊娠・出産要件の認定期間満了までに、すでに入所している兄弟が在園するための別の要件を準備しておく必要がありますのでご注意ください。

なお、育児休業を取得される場合は、育児休業開始日のある月の20日までに、育児休業期間等が記載された就労証明書及び認定変更申請書を市に提出してください。

Q4

育児休業中でしたが、復職する予定です。すでに入園している兄弟は保育が必要な事由を育児休業として在園していますが、育児休業の対象であった下の子の入園が決まり、近々復職する予定です。どのような手続きが必要ですか？

すでに入園している兄弟の保育が必要な事由を就労に変更する必要があります。

変更には、認定変更申請書と復職年月日が記載された就労証明書の提出が必要です。

また、下の子の保育必要量が「標準時間」で認定されている場合、兄弟の保育必要量も「標準時間」に変更する必要があります。

保育が必要な事由や保育必要量の変更は月単位ですので、変更希望月の前月20日までに下の提出先に書類を提出してください。

提出先	保育利用相談課または各福祉事務所子育て支援係
-----	------------------------

Q5

5歳の子どもが保育施設に入園する予定です。保育に係るお金は全くかかりませんか？

令和元年10月から始まった3歳から5歳児の幼児教育・保育の無償化により、保護者負担がなくなったのは、利用料（保育料）です。入園にあたっては、保育料以外にも教材費や行事費、制服代等といった実費徴収があります。実費徴収の金額については、保育施設にお問い合わせください。

Ⅳ 特別保育事業等について

保育施設では入所している児童の福祉の充実や保護者への育児援助、また、園児と地域の児童たちとの交流を図るため次の事業を行なっています。

一時預かり事業

保護者の不定期の就労や子育てのリフレッシュや通院など一時的に預けたい場合に有料で一時預かりを実施しています。

保護者の利用希望に応じて「就労型」「リフレッシュ型」の2種類があります。

種類	内容
就労型	就労している保護者の子どもが、保育施設に入れない場合や保護者が不定期の就労などを行う場合に一時的に預けたいときに利用できます。
リフレッシュ型	在宅で子育てしている方でリフレッシュや通院など保護者の私的理由により一時的に預けたいときに利用できます。

利用要件や手続きなど詳しくは各施設へお問い合わせください。

障害児保育

心身に障害がある児童、および、発達面での配慮を必要とする児童を支援し、集団保育の中で共に育つことを目的として障害児保育を実施しています。医療機関や相談機関との連携を密にしながら、一人ひとりの発達段階に応じた関わりを大切にした保育を進めています。

育児相談

子どもの育児やしつけ、発達、食事や栄養のことなどで悩みや心配のある保護者を対象に、来所相談、電話相談を行なっています。保育経験豊かな職員が相談に応じます。

園庭開放

家庭にいる子どもと保護者に遊び場を提供し、保育施設の子どもたちと一緒に遊んだり、四季折々の行事やどろんこ遊び、砂遊びなど、日ごろ家庭で経験することの少ない遊びを通じて交流しています（月2回程度）。

地域子育て支援センター事業

近所に遊び場や遊び相手がいない、子育ての相談相手がいない等の子どもと保護者のためにあそびを提供したり、子育ての相談に応じています。

施設名	所在地	電話番号	開館時間	休館日
石切子育て支援センター (愛称 そらっこ)	〒579-8014 中石切町4-12-28	072-940-7009	9:30～16:00	日曜日・祝日・年末年始
旭町子育て支援センター (愛称 あさひっこ)	〒579-8048 旭町1-5	072-980-8871	9:30～16:00	日曜日(第2・4日曜日は開館) 祝日・月曜日・年末年始
楠根子育て支援センター (愛称 ももっこ)	〒577-0006 楠根1-12-12	06-4306-4151	9:30～16:00	日曜日・祝日・年末年始
布施子育て支援センター (愛称 ゆめっこ)	〒577-0056 長堂1-8-37	06-6748-0210	9:30～16:00	年末年始
鴻池子育て支援センター	〒578-0973 東鴻池町4-5-8	06-6748-8251	9:30～16:00	日曜日・祝日・年末年始
長瀬子育て支援センター	〒577-0832 長瀬町3-6-3	06-6728-1800	9:30～16:00	日曜日・祝日・年末年始
荒本子育て支援センター	〒577-0023 荒本2-6-35	06-6788-1055	9:30～16:00	日曜日・祝日・年末年始

つどいの広場事業

子育て中の親子が気軽に利用できる、あそびと交流の場です。

(実施保育施設はP27～31参照、その他実施施設あり、詳しくはこども・こそだて応援課《06-4309-3213》に問い合わせてください)

病児・病後児保育

病気や感染症の「回復期」または、「回復期」に至らない児童に対して、医師の診断を受け、入室許可を受けた場合にお預かりし、保育や看護を行います。詳しくは各施設に問い合わせてください。

施設名	定員	所在地	電話番号
病児保育室 こひつじ (ふじもとクリニック)	8	〒577-0802 小阪本町1-11-3	06-6730-5828
病児保育室 ウルル (NPO法人きらりっこ)	7	〒578-0941 岩田町4-3-22-206	072-968-7227
病児保育 もりっこ (藤戸小児科)	10	〒579-8003 日下町4-1-66	090-1285-1242

保 育 施 設 一 覧

市立保育所・認定こども園

保育年齢の欄で、産休明け～とは、生後５７日目以降からとなります。

開 所 時 間	平日・土曜 7:00～19:00	休 園 日	年末・年始（12月29日～1月3日）
延長保育時間 （有料）	平日・土曜 18:00～19:00	食事（給食）	<u>全年齢</u> <u>完全給食</u> <u>アレルギー食</u> <u>実</u> <u>施</u>
保育短時間の 設定時間	9：00～17：00		

	施設名	1 号	2 号	3 号	保育年齢	住 所	電 話 番 号 F A X 番 号	主な特別保育事業		
								延長 保育	一時 預かり	地域子育 て支援セ ンター
1	鴻池子育て 支援センター	—	89	61	産休明け～	〒578-0973 東鴻池町 4-5-8	06-6748-8280 06-6743-0788	○	○	○
2	荒本子育て 支援センター	—	90	60	産休明け～	〒577-0023 荒本 2-6-35	06-6789-5295 06-6789-8661	○	○	○
3	長瀬子育て 支援センター	—	90	60	産休明け～	〒577-0832 長瀬町 3-6-3	06-6729-1800 06-6729-0961	○	○	○
4	縄手南こども園	77	68	31	産休明け～	〒579-8061 六万寺町 2-3-18	072-982-1471 072-982-6452	○	○	
5	小阪こども園	101	64	31	産休明け～	〒577-0804 中小阪 1-21-30	06-6721-0931 06-6721-8397	○	○	
6	大蓮こども園	68	77	44	産休明け～	〒577-0825 大蓮南 2-8-32	06-6728-1001 06-6728-4540	○	○	
7	孔舎衛こども園	104	71	49	産休明け～	〒579-8003 日下町 6-2-18	072-981-2538 072-981-6703	○	○	
8	北宮こども園	141	26	—	3歳～5歳	〒578-0905 川田 2-5-4	072-961-4174 072-961-8580	○	○	
9	岩田こども園	71	56	—	3歳～5歳	〒578-0941 岩田町 6-4-43	072-961-8611 072-961-7678	○	○	

☆民間保育園☆

施設名称	認可 2号	定員 3号	所在地	電話	FAX	開所時間（平日）	開所時間（土曜日）	保育短時間の設定時間	保育年齢	延長保育	一時預かり	つどいの広場
1 南くさか保育園	36	24	〒579-8003 日下町3-5-16	072-980-2660	072-986-1227	7:00～18:30	8:30～13:30	8:30～16:30	6ヶ月～	○		
2 東大阪青い鳥学園	57	33	〒579-8048 旭町19-6	072-940-6251	072-940-6252	7:00～19:00	7:00～19:00	9:00～17:00	3ヶ月～	○		
3 第二愛保育園	12	28	〒578-0901 加納6-16-6	072-874-6556	072-871-6588	7:00～18:00	8:00～17:00	8:30～16:30	4ヶ月～3歳児		☆	
4 愛保育園	70	20	〒578-0905 川田2-27-31	072-964-0140	072-964-3351	7:00～19:00	8:00～17:00	8:30～16:30	1歳児～	○	☆	
5 角田あおぞら保育園	48	42	〒578-0912 角田2-1-13	072-963-3656	072-964-3636	7:00～19:00	7:00～18:00	9:00～17:00	産休明け～	○		
6 すずな保育園	54	36	〒578-0921 水走1-16-16	072-960-9567	072-960-9568	7:30～19:00	8:00～17:00	8:30～16:30	4ヶ月～	○		
7 春日保育園	40	20	〒578-0924 吉田4-1-14	072-964-1101	072-964-2654	7:00～19:00	7:00～15:00	8:30～16:30	3. 4ヶ月～	○	○	
8 花園第二保育園	0	30	〒578-0924 吉田5-8-2	072-962-5010	072-966-2877	7:30～19:00	7:30～17:00	8:40～16:40	3ヶ月～2歳児	○	☆	
9 エンゼル保育園	72	48	〒578-0935 若江東町2-6-1	06-6724-2069	06-6730-5050	7:00～19:00	8:00～18:00	9:00～17:00	6ヶ月～	○	○	
10 くるみ保育園	0	25	〒578-0941 岩田町4-6-14	072-963-1390	072-968-7255	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30	産休明け～2歳児	○		
11 しらゆき保育園	71	19	〒578-0941 岩田町5-12-61	072-962-7800	072-962-7801	7:30～19:00	7:30～16:00	9:00～17:00	1歳児～	○		
12 ポップ保育園	0	20	〒578-0966 三島3-15-36	06-6748-5580	06-6748-5581	7:00～19:00	7:00～19:00	9:00～17:00	産休明け～2歳児	○		
13 ポップ第2保育園	60	30	〒578-0973 東鴻池町1-7-74	072-961-7742	072-961-7842	7:00～19:00	7:00～19:00	9:00～17:00	産休明け～	○	○	
14 はるか保育園	83	47	〒578-0976 西鴻池町2-3-21	06-6746-2208	06-6746-2753	7:00～19:00	7:00～17:30	8:30～16:30	6ヶ月～	○		
15 マーヤ保育園	63	57	〒577-0025 新築2-11-49	06-6781-0456	06-6781-0457	7:00～19:00	8:00～17:00	9:00～17:00	産休明け～	○		
16 うみがめ保育園	38	22	〒577-0032 御厨1-1-18	06-6789-0200	06-6789-0900	7:00～19:00	7:00～17:00	8:30～16:30	6ヶ月～	○		

保育時間、休園日、ならし保育等、詳細については各園に問い合わせてください。
特に0歳児の保育時間は、子どもの発達、健康等を考慮して左の時間と異なる場合があります。

保育時間、休園日、ならし保育等、詳細については各園に問い合わせてください。
特に0歳児の保育時間は、子どもの発達、健康等を考慮して左の時間と異なる場合があります。

施設名称	認可定員 2号3号	所在地	電話	FAX	開所時間（平日）	開所時間（土曜日）	保育短時間の設定時間	保育年齢	延長保育	一時預かり	つどいの広場
17 おりづる保育園	62	〒577-0037 御厨西ノ町1-1-3	06-6782-4400	06-6787-2404	7:00～19:00	7:00～17:00	8:30～16:30	6ヶ月～	○		
18 むぎの穂第二保育園	54	〒577-0063 川原3-1-7	06-6789-3334	06-6789-3335	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30	3ヶ月～	○		
19 東大阪ヒマワリ保育園	78	〒577-0067 高井田西1-2-30	06-6783-6671	06-6783-6672	7:00～19:00	7:00～17:00	8:30～16:30	3ヶ月～	○		
20 紫徳学園	60	〒577-0803 下小阪1-27-3	06-6721-5226	06-6721-5256	7:00～19:00	7:00～18:00	9:00～17:00	4ヶ月～	○		
21 どんぐり保育園	36	〒577-0804 中小阪5-14-2	06-6723-7588	06-6723-7598	7:00～19:00	7:00～19:00	8:30～16:30	産休明け～	○	○	○
22 青葉学園	39	〒577-0809 永和1-26-10	06-6721-8631	06-6728-4108	7:30～19:00	8:30～16:30	8:30～16:30	6ヶ月～	○	○	
23 つるばみ保育園	36	〒577-0818 小荻江4-4-13	06-4307-6715	06-4307-6716	7:00～19:00	7:00～19:00	8:30～16:30	産休明け～	○	○	
24 あいせん保育園 ※令和10年3月末で閉園予定	16	〒577-0841 足代3-9-12	06-6721-0705	06-6721-1722	7:30～19:00	8:30～15:00	8:30～16:30	4ヶ月～	○		

※一時預かり及びつどいの広場については、令和8年4月1日時点で実施している施設ですので、変更になる場合がございます。

※一時預かりについて☆印の園は自主事業として運営されているため、利用料金などについては各園にご確認ください。（幼児教育・保育の無償化の対象外です。）

※卒園後、継続入所を希望する場合、ポッポ保育園はポッポ第二保育園、第二愛保育園は愛保育園、花園第二保育園は花園こども園が連携先施設となります。
連携施設以外の保育施設を希望される場合（連携施設と連携施設以外の保育施設を併願で希望する場合を含む）については、選考基準による通常の選考となり、入所可能数を上回る希望がある場合、入所決定とならないことがあります。

☆認定こども園☆

保育時間、休園日、ならし保育等、詳細については各園に問い合わせてください。
特に0歳児の保育時間は、子どもの発達、健康等を考慮して左の時間と異なる場合があります。

	施設名称	認可定員			所在地	電話	FAX	開所時間（平日）	開所時間（土曜日）	保育短時間の設定時間	保育年齢	延長保育	一時保育	ついで の広場
		1号	2号	3号										
1	幼保連携型認定こども園 善根寺保育園	15	72	48	〒579-8001 善根寺町3-5-18	072-987-2660	072-986-1227	7:00～18:30	8:30～13:30	8:30～16:30	6ヶ月～	○	☆	
2	認定こども園 石切山手幼稚園	207	90	54	〒579-8011 東石切町4-15-32	072-982-4343	072-986-0289	7:00～19:00	7:00～18:00	8:00～16:30	6ヶ月～	○		
3	認定こども園 石切山手保育園	3	54	36	〒579-8011 東石切町4-15-54	072-985-7725	072-985-7762	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30	産休明け～	○	○	
4	あおぞらこども園	12	37	23	〒579-8013 西石切町2-1-7	072-986-3656	072-986-3633	7:00～19:00	7:00～18:00	9:00～17:00	産休明け～	○	○	
5	若宮こども園	12	99	61	〒579-8027 東山町1-7-10	072-981-0300	072-982-0300	7:00～19:00	7:00～17:00	8:30～16:30	産休明け～	○	○	
6	西若宮こども園	15	91	39	〒579-8027 東山町7-8	072-987-2410	072-987-2411	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30	産休明け～	○	○	
7	若宮森の子こども園	9	53	37	〒579-8027 東山町1-1-7	072-988-3356	072-988-3356	7:00～19:00	7:00～17:00	8:30～16:30	産休明け～	○	○	
8	幼保連携型認定こども園 白鷺チルドレンセンター東大阪	15	90	60	〒579-8047 桜町9-5	072-984-8827	072-985-0473	7:00～19:00	7:00～18:30	8:30～16:30	産休明け～	○	○	
9	認定こども園 四季の風幼稚園	10	60	40	〒579-8055 末広町2-1-18	072-987-3000	072-987-3666	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30	6ヶ月～	○		
10	幼保連携型認定こども園 さくらいこども園	25	75	45	〒579-8061 六万寺町2-6-35	072-987-0800	072-986-4111	7:00～19:00	7:00～15:00	8:30～16:30	6ヶ月～	○		
11	認定こども園 枚岡カトリック幼稚園	71	33	22	〒579-8061 六万寺町3-6-14	072-981-5316	072-984-9701	7:30～19:00	7:30～19:00	8:30～16:30	1歳児～	○		
12	認定こども園 恵徳幼稚園	135	40	10	〒579-8065 新池島町1-4-6	072-981-2393	072-985-0235	7:30～19:00	7:30～17:00	8:00～16:00	2歳児～	○		
13	めだかこども園	9	71	49	〒579-8065 新池島町3-7-7	072-987-2340	072-987-7766	7:00～19:00	7:00～17:00	8:30～16:30	5ヶ月～	○		
14	幼保連携型認定こども園 中新開さつきこども園	15	37	23	〒578-0911 中新開2-9-21	072-960-3320	072-960-3321	7:00～19:00	7:30～16:30	8:30～16:30	6ヶ月～ (要相談)	○	○	
15	幼保連携型認定こども園 花園幼稚園	117	39	26	〒578-0924 吉田5-7-32	072-962-4748	072-965-4531	7:30～19:00	7:30～18:00	8:00～16:00	1歳児～	○		
16	花園こども園	3	150	57	〒578-0924 吉田5-8-2	072-962-5010	072-966-2877	7:30～19:00	7:30～17:00	8:40～16:40	3ヶ月～	○	☆	
17	アーバンチャイルドこども園	15	89	61	〒578-0924 吉田8-2-20	072-961-0555	072-961-0553	7:00～19:00	7:30～19:00	9:00～17:00	産休明け～	○	○	
18	幼保連携型認定こども園 たいよう学院	15	54	36	〒578-0932 玉串町1-10-37	072-966-7778	072-966-7886	7:00～19:00	7:00～17:00	8:30～16:30	6ヶ月～	○		
19	幼保連携型認定こども園 玉串こども園	7	80	40	〒578-0934 玉串町西3-1-50	072-965-2712	072-965-9210	7:00～19:00	7:00～18:00	8:45～16:45	4ヶ月～	○	○	
20	認定こども園 松葉幼稚園	302	48	30	〒578-0936 花園町西1-18-6	072-964-0034	072-964-1746	7:30～18:30	7:30～18:30	9:00～17:00	6ヶ月～		○	
21	若江こども園	3	61	46	〒578-0941 岩田町3-3-29	06-6723-6640	06-6723-6644	7:30～19:00	7:30～17:00	8:45～16:45	3ヶ月～	○	☆	
22	幼保連携型認定こども園 本庄こども園	15	51	39	〒578-0953 本庄1-9-5	072-960-5522	072-960-5523	7:15～18:45	7:15～17:30	8:30～16:30	6ヶ月～	○		

保育時間、休園日、ならし保育等、詳細については各園に問い合わせてください。
特に0歳児の保育時間は、子どもの発達、健康等を考慮して左の時間と異なる場合があります。

施設名称	認可定員			所在地	電話	FAX	開所時間（平日）	開所時間（土曜日）	保育短時間の設定時間	保育年齢	延長保育	つどいの広場
	1号	2号	3号									
23 認定こども園 鴻池学園幼稚園	447	260	103	〒578-0974 鴻池元町10-38	06-6746-9171	-	7:00~19:00	7:30~18:30	9:00~17:00	6ヶ月~	○	
24 幼保連携型認定こども園 しまのうちこども園	15	71	49	〒578-0982 吉田本町1-10-30	072-962-2200	072-962-8762	7:00~19:00	7:00~19:00	9:00~17:00	産休明け~	○	○
25 幼保連携型認定こども園 くすのきこども園	15	72	48	〒578-0984 菱江3-12-13	072-965-1080	072-965-1220	7:00~19:00	7:00~15:00	9:00~17:00	6ヶ月~	○	○
26 幼保連携型認定こども園 くすのきめぐみこども園	12	35	25	〒578-0984 菱江3-14-35	072-967-1435	072-967-0415	7:00~19:00	7:00~15:00	9:00~17:00	6ヶ月~	○	
27 認定こども園 徳庵愛和幼稚園	171	24	0	〒577-0002 稲田上町1-9-20	06-6745-7806	06-6745-9661	7:30~18:30	8:00~12:00	8:30~16:30	3歳児~		
28 幼保連携型認定こども園 いなだこども園	6	98	62	〒577-0004 稲田新町2-20-7	06-6745-1200	06-6745-8889	7:00~19:00	7:00~19:00	9:00~17:00	産休明け~	○	○
29 認定こども園 桃の里幼稚園	210	36	24	〒577-0007 稲田本町1-11-2	06-6746-7091	06-6746-9280	7:30~19:00	8:00~16:00	8:00~16:00	6ヶ月~	○	
30 幼保連携型認定こども園 さわらび保育園	10	72	48	〒577-0007 稲田本町3-19-6	06-6746-1277	-	7:00~19:00	7:00~18:00	8:30~16:30	産休明け~	○	○
31 幼保連携型認定こども園 はるみやこども園	6	98	62	〒577-0011 荒本北1-0-45	06-6744-3857	06-6744-6597	7:00~19:00	7:00~19:00	9:00~17:00	産休明け~	○	○
32 認定こども園 木の実こども創造館	3	54	36	〒577-0035 御厨中2-2-12	06-6618-1707	06-6618-1708	7:00~19:00	7:00~18:00	8:30~16:30	2ヶ月~ (要相談)	○	○
33 幼保連携型認定こども園 むぎの穂保育園	9	85	45	〒577-0045 西堤本通東3-3-27	06-6789-8855	06-6789-8856	7:00~19:00	7:00~18:00	8:45~16:45	3ヶ月~	○	○
34 幼保連携型認定こども園 たかいだこども園	9	54	36	〒577-0054 高井元町1-11-1	06-6781-1117	06-6781-1237	7:00~19:00	7:00~19:00	9:00~17:00	産休明け~	○	○
35 認定こども園 長米幼稚園	150	60	31	〒577-0055 長米寺4-20	06-6781-4747	06-7492-0225	7:30~19:00	7:30~17:00	9:00~17:00	1歳児~	○	
36 幼保連携型認定こども園 進修幼稚園	60	45	15	〒577-0058 足代北2-15-8	06-6781-2786	06-6781-3365	7:30~19:00	7:30~18:00	8:30~16:30	1歳児~	○	
37 認定こども園 朝陽ヶ丘幼稚園	106	75	0	〒577-0061 森河内西1-3-25	06-6783-5290	06-6783-5291	7:00~19:00	7:00~19:00	9:00~17:00	満3歳児~	○	
38 認定こども園 フタバ学園	10	66	54	〒577-0061 森河内西2-31-1	06-6783-1733	06-6783-1734	7:00~19:00	7:00~18:00	8:30~16:30	産休明け~	○	○
39 やまゆりこども園	15	86	44	〒577-0803 下小阪5-15-3	06-6723-6200	06-6723-9995	7:30~19:00	8:00~17:00	8:30~16:30	4ヶ月~	○	
40 幼保連携型認定こども園 八戸の里幼稚園	200	60	31	〒577-0804 中川阪3-16-9	06-6721-7038	06-6721-9867	7:30~19:00	7:30~17:00	8:00~16:00	6ヶ月~	○	
41 幼保連携型認定こども園 ひしの美保育園	6	54	36	〒577-0807 蔵屋西2-4-3	06-6721-7712	06-6721-7794	7:00~19:00	7:00~18:00	8:30~16:30	3ヶ月~	○	○
42 幼保連携型認定こども園 ひしの美東保育園	10	54	36	〒577-0814 南上小阪4-18	06-6725-3266	06-6725-2156	7:00~19:00	7:00~18:00	8:30~16:30	3ヶ月~	○	○

保育時間、休園日、ならし保育等、詳細については各園に問い合わせてください。
特に0歳児の保育時間は、子どもの発達、健康等を考慮して左の時間と異なる場合があります。

	施設名称	認可定員			所在地	電話	FAX	開所時間（平日）	開所時間（土曜日）	保育短時間の設定時間	保育年齢	延長保育	一時預かり	つどいの広場
		1号	2号	3号										
43	幼児連携型認定こども園 さつきこども園	15	81	39	〒577-0817 近江堂2-6-30	06-6732-1155	06-6728-2125	7:00~19:00	7:00~18:00	8:30~16:30	3ヶ月~ (要相談)	○	○	○
44	認定子ども園 源氏ヶ丘幼稚園	176	59	28	〒577-0821 吉松1-11-3	06-6721-7026	06-6721-5328	7:30~18:30	7:30~18:30	8:15~16:15	1歳児~	○		
45	青葉幼稚園認定こども園	90	50	0	〒577-0824 大連東2-13-5	06-6721-5028	06-6727-0704	7:30~18:30	9:00~12:00	9:00~17:00	3歳児~			
46	菊水幼保こども園第一	31	59	36	〒577-0827 衣摺2-1-9	06-6721-1940	06-6727-2216	7:30~19:00	7:30~17:00	8:30~16:30	6ヶ月~	○		
47	菊水幼保こども園第二	26	54	36	〒577-0827 衣摺3-12-17	06-6727-1310	06-6727-2216	7:30~19:00	7:30~17:00	8:30~16:30	6ヶ月~	○		
48	幼児連携型認定こども園 進修第二幼稚園	60	45	15	〒577-0843 荒川1-8-22	06-6721-8224	06-6720-5196	7:30~19:00	7:30~18:00	8:30~16:30	1歳児~	○		
49	認定こども園 みどり幼稚園	75	10	0	〒577-0845 寺前町2-2-12	06-6720-6400	06-6721-6720	7:30~18:30	7:30~18:30	8:00~16:00	満3歳児~			
50	認定こども園 木の実キッズキャンパス	15	98	62	〒577-0848 岸田堂西1-6-37	06-6721-6241	06-6721-6242	7:00~19:00	7:00~18:00	8:30~16:30	2ヶ月~ (要相談)	○	○	○
51	鹿泉こども園	3	57	33	〒577-0849 三ノ郷3-6-16	06-6720-6155	06-6720-6156	7:00~19:00	7:00~17:00	8:30~16:30	3ヶ月~		○	

※開所時間は2号・3号認定の時間です。1号認定については各園にご確認ください。

※一時預かり及びつどいの広場については、令和8年4月1日時点で実施している施設ですので、変更になる場合がございます。

※一時預かりについて☆印の園は自営業として運営されているため、利用料金などについては各園にご確認ください。（幼児教育・保育の無償化の対象外です。）

☆小規模保育施設☆ ◎保育時間《とくに0歳児》、休園日、ならし保育等、詳細については各園にお問い合わせください

事業所名称	認可 定員	所在地	電話	FAX	開所時間（平日）	開所時間（土曜日）	保育短時間の設定時間	保育年齢	延長 保育	一時 かり	連携先施設
1 エンジェルキッズ東大阪園	19	〒579-8013 西石切町7-6-7 オーク新石切1階	072-985-5214	072-985-5214	7:00～19:00	7:00～18:00	9:00～17:00	産休明け～ 2歳児	○		・若宮こども園(※) ・若宮の子こども園(※)のつういずり(※) ・若宮こども園(※) ・すずな保育園
2 めくもりのおうち保育 桜町園	19	〒579-8047 桜町2-3 日興桜町ビル1階	072-943-4668	072-943-4668	7:30～19:30	7:30～19:30	9:00～17:00	6ヶ月～ 2歳児	○		・白鳩チルドレンセンター東大阪(※) ・鶴手橋こども園(※) ・東大阪青い鳥学園 ・岩田こども園(※) ・すずな保育園
3 四季の風附属ナーサリー	19	〒579-8053 四条町1-14 山本ビル1・2階	072-982-1000	072-982-5555	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30	6ヶ月～ 2歳児	○		・四季の風幼稚園(※)
4 さくらいにもれび保育園	19	〒579-8055 末広町1-7 からいげビル1階	072-968-8624	072-968-8625	7:00～19:00	7:00～15:00	9:00～17:00	6ヶ月～ 2歳児	○		・さくらいこども園(※)
5 げんき保育園はなその園	19	〒578-0924 吉田6-2-58セント ポリア東花園103号	072-963-8270	072-963-8270	7:30～19:30	7:30～19:30	8:30～16:30	6ヶ月～ 2歳児	○		・岩田こども園(※)
6 さくらすくく保育園	19	〒578-0931 花園東町1-3-20	072-961-5859	072-961-5859	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30	産休明け～ 2歳児	○		・花園こども園(※) ・春日保育園 ・アーバンチャイルドこども園(※)
7 ちびっこランド若江岩田園	19	〒578-0941 岩田町2-1-3	072-962-4152	072-962-4152	7:30～19:30	7:30～18:30	8:30～16:30	3ヶ月～ 2歳児	○		・花園こども園(※) ・玉串こども園(※) ・松葉幼稚園(※)
8 ひかり保育園	19	〒578-0942 若江本町2-2-8 2階	06-6725-6888	06-6725-6889	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30	産休明け～ 2歳児	○		・しらゆき保育園 ・五年こども園(※) ・岩田こども園(※)
9 ぶちはうすキラ保育園	19	〒578-0946 瓜生堂1-5-29	072-964-5554	072-964-5564	7:00～19:00	7:00～19:00	8:30～16:30	3ヶ月～ 2歳児	○	○	・岩田こども園(※) ・しらゆき保育園 ・やまゆりこども園(※)
10 小規模保育施設 ポワンさわらび保育園	19	〒578-0947 西岩田1-3-27	072-966-3737	072-966-3738	7:00～19:00	7:00～18:00	9:00～17:00	産休明け～ 2歳児	○		・岩田こども園(※) ・しらゆき保育園 ・さわらび保育園(※)
11 アーバンチャイルド保育園	19	〒577-0015 長田1-3-8	06-6618-5016	06-6618-5026	7:00～19:00	7:00～19:00	9:00～17:00	産休明け～ 2歳児	○		・おりづる保育園・うみがめ保育園 ・泉陽学園 ・小阪こども園(※) ・木の美こども園(※) ・アーバンチャイルドこども園(※)
12 かえる保育所	19	〒577-0036 御園栄町1-7-8-101	06-6782-5760	06-6782-5760	7:30～19:00	7:30～18:30	9:00～17:00	産休明け～ 2歳児	○		・やまゆりこども園(※) ・木の美こども園(※) ・おりづる保育園
13 木の美ベビーキャンパス	19	〒577-0053 高井田28-8エデュエス 高井田101	06-4980-7599	06-4980-7304	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30	2ヶ月～ 2歳児	○		・フタノ池園(※) ・木の美こども園(※) ・木の美キャンパス(※)

	事業所名称	認可 定員	所在地	電話	FAX	開所時間（平日）	開所時間（土曜日）	保育短時間の設定時間	保育年齢	延長 保育	一時預 かり	連携先施設
14	ベビースペース恵果ヒマワリ	19	〒577-0056 長堂3-18-4今中ビル 2階	06-6785-5512	06-6785-5513	7:00～19:00	7:00～17:00	8:30～16:30	4ヶ月～ 2歳児	○		・恵果こども園(☆) ・恵果阪ヒマワリ保育園
15	ロクマキッズ	19	〒577-0057 足代新町14-8 ロクマコート2階	06-4308-4680	06-4308-4681	7:00～19:00	7:00～18:00	9:00～17:00	6ヶ月～ 2歳児	○		・星栄幼稚園(☆)・進修幼稚園(☆) ・進修第二幼稚園(☆) ・むぎの穂第二保育園 ・長瀬子育て支援センター ・荻本子育て支援センター
16	ロクマキッズ 布施園	19	〒577-0057 足代新町7-10 ニュータマダビル1・2 階	06-4309-8000	06-4309-8001	7:00～19:00	7:00～18:00	9:00～17:00	6ヶ月～ 2歳児	○		・進修幼稚園(☆)・星栄幼稚園(☆) ・みどり幼稚園(☆)・フタハツ園(☆) ・花園幼稚園(☆)・進修第二幼稚園(☆) ・長瀬子育て支援センター ・荻本子育て支援センター
17	タンボボ未来保育園	19	〒577-0058 足代北1-10-5	06-6784-7300	06-7494-3527	7:00～19:00	7:00～18:00	9:00～17:00	4か月～ 2歳児	○		・木の葉マッスルパンパズ(☆) ・進修幼稚園(☆) ・進修第二幼稚園(☆)
18	エンジェルキッズ/戸ノ里園	19	〒577-0803 下小阪5-1-11 AVANCE/戸ノ里1 階	06-6729-0056	—	7:00～19:00	7:00～18:00	9:00～17:00	4ヶ月～ 2歳児	○		・うみがめ保育園・やまゆりこども園(☆) ・むぎの穂保育園(☆) ・木の葉こども園(☆) ・岩田こども園(☆)・小阪こども園(☆) ・角田おおぞら保育園
19	小規模保育園 どんぐりのおうち	19	〒577-0804 中小阪5-6-6	06-6723-1300	06-6723-1301	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30	産休明け～ 2歳児	○	○	・どんぐり保育園 ・つるばみ保育園 ・小阪こども園(☆)
20	弥刀さつき保育園	19	〒577-0817 近江堂1-15-5	06-6728-7755	06-6728-7765	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30	産休明け～ 2歳児	○	○	・さつきこども園(☆) ・中新崎さつきこども園(☆)
21	若草保育園	19	〒577-0823 金岡2-10-19	06-6728-6286	06-6728-7000	7:00～19:00	7:00～19:00	8:30～16:30	産休明け～ 2歳児	○		・源氏ヶ丘幼稚園(☆) ・長瀬子育て支援センター ・荻本子育て支援センター ・大瀬こども園(☆) ・つるばみ保育園
22	げんき保育園 布施駅前園	19	〒577-0841 足代1-14-3 二条ビル108号	06-6720-2015	06-6720-2015	7:30～19:30	7:30～19:30	8:30～16:30	6ヶ月～ 2歳児	○	○	・進修幼稚園(☆) ・進修第二幼稚園(☆) ・青森学園・みどり幼稚園(☆) ・長瀬子育て支援センター

※連携先施設については変更になる場合があります。

※一時預かり及びつどいの広場については、令和8年4月1日時点で実施している施設ですので、変更になる場合がございます。

※連携先施設について、施設名の後ろに（☆）マークが付いている園は認定こども園になります。

※若宮こども園（☆）、西若宮こども園（☆）、若宮森の子こども園（☆）は、3園のうちいずれかが連携先となります。（法人全体として、受入数を確保しています。）

保育施設入所選考基準(令和8年度)

①基礎指数

保育の必要性の事由	保育者の状況	点数
就労	週5日以上かつ40時間以上、居宅内外で働いており、それに見合う収入がある場合	45
	週4日以上かつ36時間以上、40時間未満、居宅内外で働いており、それに見合う収入がある場合	40
	週4日以上かつ30時間以上、36時間未満、居宅内外で働いており、それに見合う収入がある場合	35
	週25時間以上30時間未満、居宅内外で働いており、それに見合う収入がある場合	30
	週12時間以上25時間未満、居宅内外で働いており、それに見合う収入がある場合 または週12時間以上、内職をしている場合	25
就学	保育者の雇用主が配偶者又は親族で、週4日以上かつ30時間以上、居宅内外で働いているが、それに見合う収入の証明がない場合	35
	保育者の雇用主が配偶者又は親族で、週12時間以上、居宅内外で働いているが、それに見合う収入の証明がない場合	25
	週4日以上かつ30時間以上、居宅内外で働くことが確定している場合	23
就労確定	週12時間以上、居宅内外で働くことが確定している場合	15
	週4日以上かつ30時間以上、就学している場合	35
就学	週25時間以上30時間未満、就学している場合	30
	週12時間以上25時間未満、就学している場合 または就学予定の場合	15
疾病	長期入院している場合や、寝たきり等で全面的に介護が必要である場合	44
	長期疾病等で常時安静を要し、日中介護を必要とする場合	33
	日中介護を必要としないが、自宅療養を指示されており保育が困難な場合	22
障害	重度の障害(療育手帳A、身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳(級)を有し、保育が常時困難な場合	44
	中度の障害(療育手帳B1、身体障害者手帳3～4級、精神障害者保健福祉手帳2～3級)を有し、保育が常時困難な場合	33
	上記以外の障害を有し、保育が常時困難な場合	22
	同居の親族等を常時介護又は看護しており、対象となる者が重度の障害者(児)又は寝たきり等で全面的に介護が必要な者である場合	44
介護・看護	日中介護又は看護しており、対象となる者が中度以上の障害者(児)、長期疾病等で長期入院中又は常時安静を要する状況で介護を必要とする場合	33
	上記以外の介護・看護等で保育が困難な場合	22
妊娠・出産	出産予定日の前週2か月の期間である場合、又は妊娠中であり、心身の状態から保育が困難と判断される場合	15
求職活動	求職活動中の場合	11
祖父母等と子どもの世帯	祖父または祖母が週4日以上かつ30時間以上、居宅内外で働いており、それに見合う収入がある場合	100
	その他の祖父母等と子どもの世帯	85
災害	災害によって居宅を失い又は破壊し、その復旧にあたっている場合	100
関係機関及び施設の利用調整等	関係機関からの入所依頼があるものや社会的養護が必要で国報委託が行われているもの等、特別な支援を要する場合	100
	東大阪市外に居住している場合	10

【特記事項】

- 保育施設の利用調整は、本表に基づいて行う。
- 基準日は、利用開始希望日とする。
- 基礎指数は、父母それぞれその点数の合計とする。なお、世帯点数に該当する事由の場合は世帯点数とする。
- 保育者一人につき保育の必要性の事由が複数ある場合は、点数が高いもの一つを用いる。
- 「就労」の就労時間は、雇用契約上の就業時間にて計算する。時間外勤務や育児による時間短縮勤務等は算定上考慮しない。
- 1日・1時間以内の休職時間は含むものとする。ただし、違労においては過労死の就労時間は60時間を上限とする。
- 保育者が育児休業中の場合、就労証明書において入所後速やかに就労復帰することが確認できる場合、誓約書の提出をもって就労に準じて選考するものとする。
- 「東大阪市外に居住している場合」とは、申込時点で申請児童及びその保護者が東大阪市民でないことである。
- 天災・その他理由により保育施設が閉鎖する場合において、該当施設に在園する児童の他の保育施設での保育の継続希望について、入所選考上一定配慮することが出来る。
- 認定子ども園において、利用定員を満とした状況で教育・保育の受け入れ枠の変更が必要な場合、教育利用児童の保育利用の希望について、入所選考上一定配慮することができる。

※この選考基準は、令和8年度中の入園を希望される方の選考基準です。

保育施設入所選考基準(令和8年度)

②調整指数

	内 容	点数
保護者状況 による加算	保育施設の入所が決まった場合に、保育者の就労時間延長を予定しており、延長後の就労時間が現在の基礎指数の 区分より上位の区分に該当する場合	1
	東大阪市内認可保育施設において、保育士・幼稚園教諭・子育て支援員・看護師・准看護師の資格を有し、 週25時間以上の勤務条件で保育業務に就労中または就労が確定している場合	14
	東大阪市内認可保育施設において、保育士・幼稚園教諭・子育て支援員・看護師・准看護師の資格を有し、 週12時間以上25時間未満の勤務条件で保育業務に就労中または就労が確定している場合	6
	ひとり親世帯(就労・就労予定)	54
	ひとり親世帯(上記以外)	46
世帯状況 による加算	ひとり親世帯(上記以外)	46
	DVにより保育者の保育の必要性の事由の証明が提出できない場合、第三者機関からの通知がある世帯	45
児童状況 による加算	生活保護受給世帯(保育施設入所により自立が期待できる場合)	10
	関係機関からの入所依頼があるものや社会的養護が必要で里親委託が行われているもの等、特別な支援を要する児 童	50
	兄弟姉妹が別々の市内認可保育施設(2・3号)に入所しており、一方が入所することで2園分減が解消される施設を第 1希望とする場合	9
	2歳クラスまでの市内認可保育施設の空園予定児童で、保育の継続を図る必要がある場合(提携先のある園の卒園児 を除く)	4
	児童が市内認可保育施設(2・3号)へ入所しておらず、児童の兄弟姉妹が既に市内認可保育施設(2・3号)に入所して いる場合	4
	児童が市外認可保育施設に委託入所している場合	3
	児童が認可外保育施設、企業主導型保育施設、就労型一時預かり等を、保育者の入所要件に見合う日数・時間利用 している場合	3
多胎児が同時に申込をする場合(同時・同園入所を希望する場合のみ)		2

【特記事項】

- 離婚調停(夫婦関係調整調停)中であることが確認できれば、ひとり親として扱う。
- 認可外保育施設等を利用している場合の調整指数は、入所申込時から入所希望日まで継続的に利用している場合に加算対象とする。
- 家庭保育が可能な状況での認可外保育施設等の利用については、調整指数の加算対象としないものとする。

選考指数(①基礎指数+②調整指数)が同点の場合の優先順位について

順 位	内 容
1	入所希望施設の希望順位が高いこと
2	ひとり親世帯であること
3	基礎指数が高いこと
4	就労、就労確定、就学のある保育者がいる場合、選あたりの通算合計時間が長いこと
5	世帯に手帳を保有する程度の障害児・者がいること

【特記事項】

- 上記を考慮してもなお同順位となる場合については、保護者及び児童の状況、家族構成等を考慮し、総合的に審査する。

保育施設入所選考基準(令和9年度)

①基礎指数

保育の必要性の事由	保育者の状況	点数
就労	週5日以上かつ40時間以上、居宅内外で働いており、それに見合う収入がある場合	45
	週4日以上かつ36時間以上、40時間未満、居宅内外で働いており、それに見合う収入がある場合	40
	週4日以上かつ30時間以上、36時間未満、居宅内外で働いており、それに見合う収入がある場合	35
	週25時間以上30時間未満、居宅内外で働いており、それに見合う収入がある場合	30
	週12時間以上25時間未満、居宅内外で働いており、それに見合う収入がある場合 または週12時間以上、内職をしている場合	25
就学	保育者の雇用主が配偶者又は親族で、週4日以上かつ30時間以上、居宅内外で働いているが、それに見合う収入の証明がない場合	35
	保育者の雇用主が配偶者又は親族で、週12時間以上、居宅内外で働いているが、それに見合う収入の証明がない場合	25
	週4日以上かつ30時間以上、居宅内外で働くことが確定している場合	23
就労確定	週12時間以上、居宅内外で働くことが確定している場合	15
	週4日以上かつ30時間以上、就学している場合	35
就学	週25時間以上30時間未満、就学している場合	30
	週12時間以上25時間未満、就学している場合 または就学予定の場合	15
疾病	長期入院している場合や、寝たきり等で全面的に介助が必要である場合	44
	長期疾病等で常時安静を要し、日中介護を必要とする場合	33
	日中介護を必要としないが、自宅療養を指示されており保育が困難な場合	22
障害	重度の障害(療育手帳A、身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳(級)を有し、保育が常時困難な場合	44
	中度の障害(療育手帳B1、身体障害者手帳3～4級、精神障害者保健福祉手帳2～3級)を有し、保育が常時困難な場合	33
	上記以外の障害を有し、保育が常時困難な場合	22
	同居の親族等を常時介護又は看護しており、対象となる者が重度の障害者(児)又は寝たきり等で全面的に介助が必要な者である場合	44
介護・看護	日中介護又は看護しており、対象となる者が中度以上の障害者(児)、長期疾病等で長期入院中又は常時安静を要する状況で介護を必要とする場合	33
	上記以外の介護・看護等で保育が困難な場合	22
妊娠・出産	出産予定日の前2か月の期間である場合、又は妊娠中であり、心身の状態から保育が困難と判断される場合	15
求職活動	求職活動中の場合	11
祖父母等と子どもの世帯	祖父または祖母が週4日以上かつ30時間以上、居宅内外で働いており、それに見合う収入がある場合	100
	その他の祖父母等と子どもの世帯	85
災害	災害によって居宅を失い又は破壊し、その復旧にあたっている場合	100
関係機関及び施設との連携等	関係機関からの入所依頼があるものや社会的養護が必要で国報委託が行われているもの等、特別な支援を要する場合	100
	東大阪市外に居住している場合	10

【特記事項】

- 保育施設の利用調整は、本表に基づいて行う。
- 基準日は、利用開始希望日とする。
- 基礎指数は、父母それぞれその点数の合計とする。なお、世帯点数に該当する事由の場合は世帯点数とする。
- 保育者一人につき保育の必要性の事由が複数ある場合は、点数が高いもの一つを用いる。
- 「就労」の就労時間は、雇用契約上の就業時間にて計算する。時間外勤務や育児による時間短縮勤務等は算定上考慮しない。
- 1日・1時間以内の休職時間は含むものとする。ただし、違労においては過労死の就労時間は60時間を上限とする。
- 保育者が育児休業中の場合、就労証明書において入所後速やかに就労復帰することが確認できる場合、誓約書の提出をもって就労に準じて選考するものとする。
- 「東大阪市外に居住している場合」とは、申込時点で申請児童及びその保護者が東大阪市民でないことである。
- 天災・その他理由により保育施設が閉鎖する場合において、該当施設に在園する児童の他の保育施設での保育の継続希望について、入所選考上一定配慮することが出来る。
- 認定こども園において、利用定員を満とした状況で教育・保育の受け入れ枠の変更が必要な場合、教育利用児童の保育利用の希望について、入所選考上一定配慮することができる。

※この選考基準は、令和9年4月1日以降の入園を希望される方の選考基準です。

保育施設入所選考基準(令和9年度)

②調整指数

	内 容	点数
保護者状況 による加算	保育施設の入所が決定した場合に、保育者の就労時間延長を予定しており、延長後の就労時間が現在の基礎指数の区分より上位の区分に該当する場合	1
	東大阪市認可保育施設において、保育士・幼稚園教諭・子育て支援員・看護師・准看護師の資格を有し、週12時間以上の勤務条件で保育業務に就労中または就労が確定している場合	35
世帯状況 による加算	ひとり親世帯(就労・就労予定)	54
	ひとり親世帯(上記以外)	46
	DVIにより保育者の保育の必要性の事由の証明が提出できない場合、第三者機関からの通知がある世帯	45
	生活保護受給世帯(保育施設入所により自立が期待できる場合)	10
児童状況 による加算	関係機関からの入所依頼があるものや社会的養護が必要で里親委託が行われているもの等、特別な支援を要する児童	50
	兄弟姉妹が別々の市内認可保育施設(2・3号)に入所しており、一方が入所することで2園分減が解消される施設を第1希望とする場合	9
	2歳クラスまでの市内認可保育施設の空園予定児童で、保育の継続を図る必要がある場合(提携先のある園の卒園児を除く)	4
	児童が市内認可保育施設(2・3号)へ入所しておらず、児童の兄弟姉妹が既に市内認可保育施設(2・3号)に入所している場合	4
	児童が市外認可保育施設に委託入所している場合	3
	児童が認可外保育施設、企業主導型保育施設、就労型一時預かり等を、保育者の入所要件に見合う日数・時間利用している場合	3
	多胎児が同時に申込をする場合(同時・同園入所を希望する場合のみ)	2

【特記事項】

- 催断調停(夫婦関係調整調停)中であることが確認できれば、ひとり親として扱う。
- 認可外保育施設等を利用している場合の調整指数は、入所申込時から入所希望日まで継続的に利用している場合に加算対象とする。
- 家庭保育が可能な状況での認可外保育施設等の利用については、調整指数の加算対象としないものとする。
- 入所申込状況や保育の需要動向等を見極めながら、必要に応じて加算の見直しを検討するものとする。

選考指数(①基礎指数+②調整指数)が同点の場合の優先順位について

順位	内 容
1	入所希望施設の希望順位が高いこと
2	ひとり親世帯であること
3	基礎指数が高いこと
4	就労、就労確定、就学の保育者がいる場合、選あたりの通算合計時間が長いこと
5	世帯に手帳を保有する程度の障害児・者がいること

【特記事項】

- 上記を考慮してもなお同順位となる場合については、保護者及び児童の状況、家族構成等を考慮し、総合的に審査する。

利用者負担額表(1号認定)

市階層	定 義	市基準額	
010	被生活保護世帯	第1子	0
		第2子	0
		第3子	0
02A	市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)であって母子(父子)世帯・在宅障害児(者)のいる世帯	第1子	0
		第2子	0
		第3子	0
02B	市町村民税所得割非課税世帯 (010・02A階層を除く)	第1子	0
		第2子	0
		第3子	0
03A	市町村民税所得割課税額77,100円以下であって母子(父子)世帯・在宅障害児(者)のいる世帯	第1子	0
		第2子	0
		第3子	0
03B	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	第1子	0
		第2子	0
		第3子	0
D01	市町村民税所得割課税額 211,200円以下	第1子	0
		第2子	0
		第3子	0
D02	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	第1子	0
		第2子	0
		第3子	0

○利用者負担額の算定方法

* 4～8月分は前年度、9月～翌年3月分までは当年度の市町村民税所得割課税額を基に算定します。

* 市町村民税所得割課税額は、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除の適用前の額になります。

○多子軽減

* 小学校3年生までの範囲において、子どもが下記の施設(※)を利用している場合、第2子は半額、第3子以降は無料になります。

* 02B・03A・03Bの世帯は、上記年齢制限がありません。

※小学校、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援、企業主導型保育事業

○その他

* 別途諸経費があります。金額については園に確認してください。



利用者負担額表(2・3号認定)【令和8年度】

市階層	定 義	多子 軽減	0歳児・1歳児		2歳児		3歳以上児	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
O10	被生活保護世帯	第1子	0	0	0	0	0	0
		第2子	0	0	0	0	0	0
		第3子	0	0	0	0	0	0
O2A	市町村民税非課税世帯であって母子(父子)世帯・在宅障害児(者)のいる世帯	第1子	0	0	0	0	0	0
		第2子	0	0	0	0	0	0
		第3子	0	0	0	0	0	0
O2B	市町村民税非課税世帯 (O10・O2A階層を除く)	第1子	0	0	0	0	0	0
		第2子	0	0	0	0	0	0
		第3子	0	0	0	0	0	0
O3A	市町村民税所得割課税額48,600円未満 であって母子(父子)世帯・在宅障害児 (者)のいる世帯	第1子	6,520	6,520	0	0	0	0
		第2子	0	0	0	0	0	0
		第3子	0	0	0	0	0	0
O3B	市町村民税所得割課税額48,600円未満 (O3A階層を除く)	第1子	14,130	13,990	0	0	0	0
		第2子	7,060	6,990	0	0	0	0
		第3子	0	0	0	0	0	0
D01A	市町村民税所得割課税額77,101円未満 であって母子(父子)世帯・在宅障害児 (者)のいる世帯	第1子	6,520	6,520	0	0	0	0
		第2子	0	0	0	0	0	0
		第3子	0	0	0	0	0	0
D01B	市町村民税所得割課税額 57,700円未満	第1子	21,750	21,460	0	0	0	0
		第2子	10,870	10,730	0	0	0	0
		第3子	0	0	0	0	0	0
D01	市町村民税所得割課税額 97,000円未満	第1子	21,750	21,460	0	0	0	0
		第2子	10,870	10,730	0	0	0	0
		第3子	0	0	0	0	0	0
D02	市町村民税所得割課税額 169,000円未満	第1子	32,260	31,820	0	0	0	0
		第2子	16,130	15,910	0	0	0	0
		第3子	0	0	0	0	0	0
D03	市町村民税所得割課税額 301,000円未満	第1子	44,220	43,570	0	0	0	0
		第2子	22,110	21,780	0	0	0	0
		第3子	0	0	0	0	0	0
D04	市町村民税所得割課税額 397,000円未満	第1子	58,000	57,130	0	0	0	0
		第2子	29,000	28,560	0	0	0	0
		第3子	0	0	0	0	0	0
D05	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	第1子	75,400	74,240	0	0	0	0
		第2子	37,700	37,120	0	0	0	0
		第3子	0	0	0	0	0	0

○利用者負担額の算定方法

* 4～8月分は前年度、9月～翌年3月分までは当年度の市町村民税所得割課税額を基に算定します。

* 市町村民税所得割課税額は、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除の適用前の額になります。

○多子軽減

* 小学校就学前までの範囲において、子どもが下記の施設(※)を利用している場合、第2子は半額、第3子以降は無料になります。

* O3A・O3B・D01A・D01Bの世帯は、上記年齢制限がありません。

※幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援、
医療型児童発達支援、企業主導型保育事業

○その他

* 別途諸経費があります。金額については園に確認してください。

○2歳児の利用者負担額

* 令和8年度から2歳児の利用者負担額が無料となります。

*** ただし、市民税の申告が未申告等により階層の判定ができない場合は、
0歳児・1歳児の表が適用され、利用者負担額が発生します。**

利用者負担額表(2・3号認定)【令和9年度】

市階層	定 義	多子 軽減	0歳児		1・2歳児		3歳以上児	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
O10	被生活保護世帯	第1子	0	0	0	0	0	0
		第2子	0	0	0	0	0	0
		第3子	0	0	0	0	0	0
O2A	市町村民税非課税世帯であって母子(父子)世帯・在宅障害児(者)のいる世帯	第1子	0	0	0	0	0	0
		第2子	0	0	0	0	0	0
		第3子	0	0	0	0	0	0
O2B	市町村民税非課税世帯 (O10・O2A階層を除く)	第1子	0	0	0	0	0	0
		第2子	0	0	0	0	0	0
		第3子	0	0	0	0	0	0
O3A	市町村民税所得割課税額48,600円未満 であって母子(父子)世帯・在宅障害児 (者)のいる世帯	第1子	6,520	6,520	0	0	0	0
		第2子	0	0	0	0	0	0
		第3子	0	0	0	0	0	0
O3B	市町村民税所得割課税額48,600円未満 (O3A階層を除く)	第1子	14,130	13,990	0	0	0	0
		第2子	7,060	6,990	0	0	0	0
		第3子	0	0	0	0	0	0
D01A	市町村民税所得割課税額77,101円未満 であって母子(父子)世帯・在宅障害児 (者)のいる世帯	第1子	6,520	6,520	0	0	0	0
		第2子	0	0	0	0	0	0
		第3子	0	0	0	0	0	0
D01B	市町村民税所得割課税額 57,700円未満	第1子	21,750	21,460	0	0	0	0
		第2子	10,870	10,730	0	0	0	0
		第3子	0	0	0	0	0	0
D01	市町村民税所得割課税額 97,000円未満	第1子	21,750	21,460	0	0	0	0
		第2子	10,870	10,730	0	0	0	0
		第3子	0	0	0	0	0	0
D02	市町村民税所得割課税額 169,000円未満	第1子	32,260	31,820	0	0	0	0
		第2子	16,130	15,910	0	0	0	0
		第3子	0	0	0	0	0	0
D03	市町村民税所得割課税額 301,000円未満	第1子	44,220	43,570	0	0	0	0
		第2子	22,110	21,780	0	0	0	0
		第3子	0	0	0	0	0	0
D04	市町村民税所得割課税額 397,000円未満	第1子	58,000	57,130	0	0	0	0
		第2子	29,000	28,560	0	0	0	0
		第3子	0	0	0	0	0	0
D05	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	第1子	75,400	74,240	0	0	0	0
		第2子	37,700	37,120	0	0	0	0
		第3子	0	0	0	0	0	0

○利用者負担額の算定方法

* 4～8月分は前年度、9月～翌年3月分までは当年度の市町村民税所得割課税額を基に算定します。

* 市町村民税所得割課税額は、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除の適用前の額になります。

○多子軽減

* 小学校就学前までの範囲において、子どもが下記の施設(※)を利用している場合、第2子は半額、第3子以降は無料になります。

* O3A・O3B・D01A・D01Bの世帯は、上記年齢制限がありません。

※幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援、
医療型児童発達支援、企業主導型保育事業

○その他

* 別途諸経費があります。金額については園に確認してください。

○1・2歳児の利用者負担額

* 令和8年度から2歳児、令和9年度から1歳児の利用者負担額が無料となります。

*** ただし、市民税の申告が未申告等により階層の判定ができない場合は、
0歳児の表が適用され、利用者負担額が発生します。**

認可外保育施設一覧表（届出施設）

★令和8年5月現在の情報を掲載しております。変更している場合がございますので詳しくは各施設にお問い合わせください。

令和8年5月現在

施設名	種別	〒	住所	方書き	事業開始年月日	年齢(下)	年齢(上)	保育時間(平日)	保育時間(土曜)	保育時間(日祝)	休園	24時間	一時預かり	電話
ピオスキッズ山の手保育園	企業主導型保育事業	579-8001	善根寺町1-5-10		R4.3.30	2ヶ月	5歳	7:30~20:00	7:30~20:00		日祝			072-985-0011
芸術みらい保育園ゆりかご	企業主導型保育事業	579-8013	西石切町1-5-37	ベルデ石切1F	R1.11.1	6ヶ月	2歳	7:00~19:00	7:30~18:30		日祝			072-987-0055
エンジェルキッズらんど	企業主導型保育事業	579-8013	西石切町7-6-7	オーグ新石切1F	R34.1	6ヶ月	2歳	7:00~19:00	7:00~18:00		日祝			072-968-7558
ステップインターナショナルスクール	一般	579-8015	北石切町17-30		H25.10.1	2歳	5歳	8:30~19:00			土日祝			072-980-8881
こころ保育園	企業主導型保育事業	579-8015	北石切町3-5	ソラーナ北石切	R1.5.20	6ヶ月	2歳	7:00~18:00	7:00~18:00		日祝	○	○	072-974-7388
芸術みらい保育園	企業主導型保育事業	579-8037	新町15-19		H30.10.1	6ヶ月	5歳	7:00~19:00	7:30~19:00		日祝		○	072-984-2525
みその保育園	企業主導型保育事業	579-8041	喜里川町2-4		R23.1	6ヶ月	2歳	8:00~20:00	8:00~17:00	8:00~17:00	日			072-973-8877
KiKiひょうたんやま保育園	企業主導型保育事業	579-8051	瓢箪山町4-26	ツインコスモス瓢箪山102	H31.2.18	5ヶ月	2歳	7:00~20:00	7:00~20:00		日祝			06-6337-2222
チャイルドホーム	一般	579-8051	瓢箪山町2-11	井上ビル203号	H15.4.1	3ヶ月	学童	6:30~20:00	6:30~20:00		日祝			072-984-0650
リトカ知育保育園瓢箪山	企業主導型保育事業	579-8051	瓢箪山町21-1		R1.6.21	6ヶ月	2歳	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~18:30				072-970-5420
キディランド	ベビーホテル(夜間・宿泊)	579-8055	末広町1-7		H9.4.1	2ヶ月	学童	※詳しくは施設にお問い合わせください。						072-981-4474
企業主導型保育所 いけしまやめ保育園	企業主導型保育事業	579-8064	池島町3-2-36	2階	H30.6.4	6ヶ月	2歳	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~18:30	日		○	072-927-9091
企業主導型保育園 いけしま	企業主導型保育事業	579-8065	新池島町2-20-10		H29.11.1	6ヶ月	2歳	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~18:30	日		○	072-975-6212
キンダーキッズインターナショナルスクール東大阪校	一般	578-0911	中新開2-6-26		H12.1.4	1歳	5歳	7:45~19:00			土日祝			072-967-0321
リトカ知育保育園 水走WEST	企業主導型保育事業	578-0921	水走3-3-40	フレスデザイン第3ビル2F	H30.4.2	6ヶ月	2歳	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~18:30				072-961-0030
リトカ知育保育園 水走EAST	企業主導型保育事業	578-0921	水走3-3-40	フレスデザイン第3ビル2F	H30.4.16	6ヶ月	2歳	7:30~19:30	7:30~19:30	7:30~19:30			○	072-968-9787
ばんだんぱンターナショナル	一般(家庭的保育)	578-0925	稲葉3-9-18		R1.5.7	1歳	5歳	9:00~17:00			土日祝		○	072-966-0288
花園もいろう保育園	企業主導型保育事業	578-0931	花園東町1-3-9		R3.3.29	2ヶ月	2歳	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~18:30				072-968-8572
花園にじろ保育園	企業主導型保育事業	578-0931	花園東町1-3-9	2階	R.3.4.27	6ヶ月	2歳	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~18:30				072-968-8800
さわやかひがしおおさか館バンダラーム	企業主導型保育事業	578-0935	若江東町5-3-20		R28.1	3ヶ月	5歳	7:00~19:00	7:00~19:00	7:00~19:00	日			06-6729-5546
岩田ゆずのき保育園	企業主導型保育事業	578-0941	岩田町3-14-11		H31.3.18	4ヶ月	2歳	7:30~18:30	7:30~18:30		日祝		○	06-6224-7384
岩田町いるか保育園	企業主導型保育事業	578-0941	岩田町3-9-6		R3.3.22	6ヶ月	2歳	7:30~19:30	8:00~19:00		日祝			06-4309-5117
コヤマスポーツ保育園	企業主導型保育事業	578-0941	岩田町1-10-11		R4.3.1	6ヶ月	2歳	7:00~21:00	7:00~21:00	7:00~21:00		○	○	072-963-2111
くるみの森保育園	企業主導型保育事業	578-0947	西岩田4-3-43		R2.4.1	2ヶ月	5歳	7:00~18:00	7:00~18:00		日祝			06-4309-5145
つよば保育園	企業主導型保育事業	578-0948	菱屋東1-1-27	エスバシオクレメンシア	R3.3.29	3ヶ月	2歳	7:30~20:30	7:30~20:30		日祝			072-929-9583
にじいろのえがお	企業主導型保育事業	578-0948	菱屋東1-14-14	Lakia due102号室	R4.3.27	8ヶ月	5歳	7:00~21:30	7:30~20:30	7:30~20:30				072-970-6613
ほんじょう保育園	企業主導型保育事業	578-0953	本庄1-9-13		R1.9.1			※詳しくは施設にお問い合わせください。						072-970-5439
鴻池かるがも保育園	企業主導型保育事業	578-0972	鴻池町2-4-1	ホワイトビル1階	H29.9.1	6ヶ月	5歳	7:30~19:30	7:30~19:30	7:30~19:30			○	06-6743-2211
いろは保育園	企業主導型保育事業	578-0973	東鴻池町3-1-21		H31.4.1	6ヶ月	2歳	7:00~19:00	7:00~18:00		日祝			072-961-5611
鴻池こあら保育園	企業主導型保育事業	578-0974	鴻池元町6-21	バストラーレ鴻池1F	H29.2.1	6ヶ月	3歳	7:30~19:30	7:30~18:30		日祝			06-6743-5611
鴻池ばんだ保育園	企業主導型保育事業	578-0976	西鴻池町1-1-41	coco鴻池1階	H29.2.1	6ヶ月	5歳	7:30~19:30	7:30~19:30	7:30~19:30			○	06-6748-7779
鴻池らぎ保育園	企業主導型保育事業	578-0976	西鴻池町1-1-41	coco鴻池4階	H29.2.1	6ヶ月	5歳	7:30~19:30	7:30~19:30	7:30~19:30			○	06-6748-7789

認可外保育施設一覧表（届出施設）

★令和8年5月現在の情報を掲載しております。変更している場合がありますので詳しくは各施設にお問い合わせください。

令和8年5月現在

施設名	種別	〒	住所	方書き	事業開始年月日	年齢(下)	年齢(上)	保育時間(平日)	保育時間(土曜)	保育時間(日祝)	休園	24時間	一時預かり	電話
アイディアキッズ保育園	企業主導型保育事業	578-0976	西堀地町1-1-35	Celeb湧池2階	H31.4.15	6ヶ月	2歳	7:00～19:00	7:00～19:00	7:00～19:00	日		○	06-4309-8066
ふくふく保育園	企業主導型保育事業	578-0982	吉田本町2-10-20		R6.10.1	6ヶ月	2歳	7:30～19:00	7:30～19:00		日祝			072-961-7216
ぐるーひい保育園	一般	578-0982	吉田本町1-7-8	第2高山ハイウェイ1階	R4.3.1	6ヶ月	5歳	8:00～19:00	8:00～19:00		日祝			072-960-3655
ひよこルーム 徳庵保育園	企業主導型保育事業	577-0007	稲田本町3-3-10	ブライトワン1F	R6.7.1	6ヶ月	2歳	7:00～20:00	7:00～20:00		日祝		○	06-4308-5971
マーブル保育園	企業主導型保育事業	577-0013	長田中3-1-21	グランドメゾン樋口1階	R1.7.1	6ヶ月	2歳	7:45～18:45	9:00～17:00		日祝			06-6744-5566
さくらインターナショナルスクール東大阪校	一般	577-0015	長田1-5-10		H13.9.26	1歳	学童	7:30～19:00	9:00～14:00		日祝			06-6784-0014
やまぶき保育園	企業主導型保育事業	577-0032	御厨1-5-3		R4.3.30	6ヶ月	2歳	8:00～19:00	8:00～19:00		日祝			06-6224-3137
癒しの森保育園	企業主導型保育事業	577-0035	御厨中2-4-6	1階	H31.3.28	6ヶ月	2歳	7:00～18:00	7:00～18:00		日		○	06-6789-6677
わかば保育園	企業主導型保育事業	577-0036	御厨栄町1-4-3		R3.9.1	4ヶ月	2歳	7:00～21:00	7:00～21:00		日祝			06-4306-3410
おひさまほいくえん	一般	577-0055	長栄寺17-19		H29.1.5	2ヶ月	5歳	8:00～18:00			土日祝			06-6785-4467
ゆにこーん保育園	企業主導型保育事業	577-0055	長栄寺3-6	マンション布施1F	R3.4.26	3ヶ月	2歳	7:00～20:00	7:00～20:00		日祝		○	06-6170-2500
のぞみキッズ	企業主導型保育事業	577-0057	足代新町14-8	ロクマコート3階	H31.3.1	6ヶ月	2歳	7:00～19:00	9:00～17:00		日祝			06-4308-5311
ふかえキッズ	企業主導型保育事業	577-0067	高井田西2-10-10		H30.9.1	6ヶ月	2歳	7:00～19:00	7:00～19:00		日祝			06-6618-9188
東大阪オリオン保育園そらいろ	企業主導型保育事業	577-0803	下小阪1-5-1		H29.9.29	8ヶ月	2歳	7:00～20:00	7:00～20:00		日祝			06-6730-7084
イワサキなの花保育園	企業主導型保育事業	577-0803	下小阪1-15-21		H31.4.1	6ヶ月	2歳	7:30～19:00	7:30～18:30		日祝			06-6729-8955
東大阪こころ保育園	企業主導型保育事業	577-0803	下小阪5-11-13		H31.4.20	6ヶ月	5歳	7:00～20:00	7:00～20:00		日祝			06-6729-6060
キッズハウス小阪	企業主導型保育事業	577-0807	菱屋西3-4-13		R3.3.22	6ヶ月	5歳	※詳しくは施設にお問い合わせください。						06-6722-8000
きらぼし保育園 俊徳道園	企業主導型保育事業	577-0809	永和1-25-1	Celeb布施東202号室	R1.5.7	3ヶ月	2歳	7:00～20:00	7:00～20:00		日祝			06-4307-6701
小若江いるか保育園	企業主導型保育事業	577-0818	小若江4-13-19		H31.4.1	6ヶ月	2歳	7:30～19:30	8:00～19:00		日祝			06-6729-6800
にじいろ保育園	一般	577-0822	源氏ヶ丘16-10		H31.4.1	2ヶ月	2歳	8:00～17:00			土日祝			06-7492-6727
若草保育園 ばれあな館	一般	577-0823	金岡2-10-19		S55.11.1	3歳	5歳	7:00～19:00	7:00～19:00		日祝			06-6728-6286
ゆうあいMキッズランド	企業主導型保育事業	577-0836	渋川町3-9-7		H29.9.1	0歳	5歳	8:00～22:00	要相談	要相談				06-6726-0085
企業主導型保育園 COCOROHOKUEN 東大阪園	企業主導型保育事業	577-0836	渋川町2-4-25	FIELD 2F	R4.3.28	6ヶ月	5歳	7:00～22:00	7:00～22:00				○	06-6753-7222
さぼーとあつぷ	一般	577-0837	寿町1-7-14		R6.8.28	1歳	5歳	8:00～18:00	8:00～18:00		祝			080-1517-3753
わくわくげんきッズ二条通り園	企業主導型保育事業	577-0841	足代1-14-3	二条ビル106号	H30.5.1	6ヶ月	5歳	7:30～19:30	7:30～19:30		日祝			06-6224-4320
ぶちまっしゅ	企業主導型保育事業	577-0841	足代3-1-14		H29.12.1	5ヶ月	3歳	8:00～19:00	8:00～19:00					06-6725-0010
東横イン東大阪serum保育園	一般	577-0843	荒川3-4-8		R6.7.9	1歳児	5歳	8:00～18:00	8:00～18:00		日祝			06-6736-5580

★種別について

ベビーホテル

次に条件のうち、どれか一つでも該当する施設

- ・夜8時以降も保育を行っている
- ・宿泊を伴う保育を行っている
- ・利用児童のうち一時預かりの乳幼児が半数以上

企業主導型保育事業

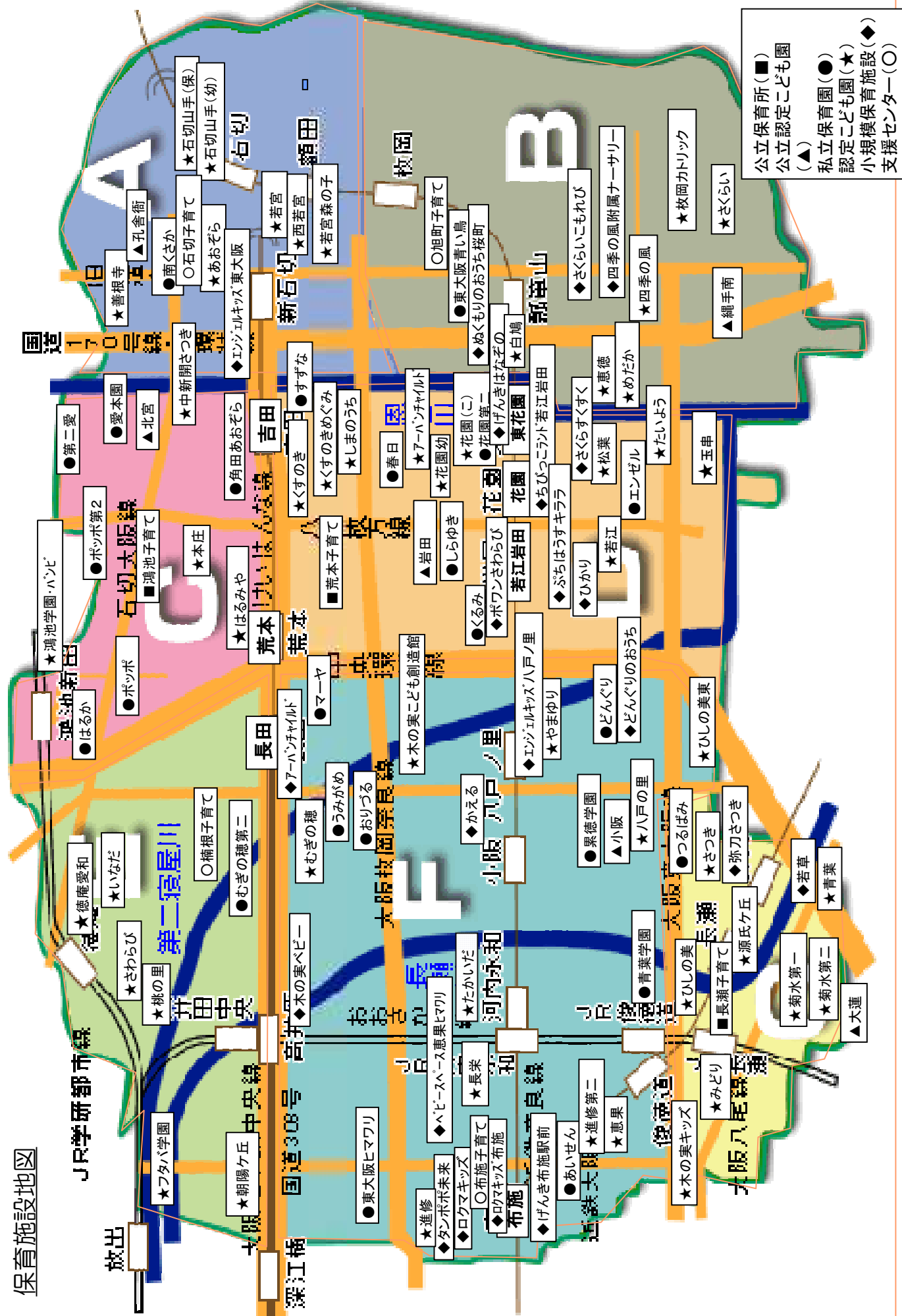
企業主導型の事業所内保育事業で、人員・設備等は認可並の質を確保し、園から通園費・昼間費の助成を受けている施設(地域の児童も対象)

★企業主導型保育事業で地域特定定員を設定していない施設については、掲載していません。

★事業所内保育施設・院内保育施設については、掲載していません。

★一時預かり事業については、市に届出が必要な一時預かり(一般型)のみ掲載しています。

★居宅訪問型保育事業(いわゆるベビーマッサージ事業)の個人事業主の届出の有無についてはこども施設監査課(06-4309-3201)まで直接お問い合わせください。



問い合わせ先等

市役所（本庁舎）と福祉事務所の所在地および略図

保育利用相談課（7階）

〒577-8521

東大阪市荒本北1-1-1

TEL 06-4309-3202

FAX 06-4309-3817



交通案内

近鉄けいはんな線（地下鉄中央線）「荒本」駅
下車、1番出口より西へ徒歩5分

東福祉事務所 子育て支援係（2階）

〒579-8048

東大阪市旭町1-1

TEL 072-988-6619

FAX 072-988-6671



交通案内

近鉄奈良線「瓢箪山」駅下車、北へ約650m

中福祉事務所 子育て支援係（希来里2階）

〒578-0941

東大阪市岩田町4-3-22-300

TEL 072-960-9274

FAX 072-964-7110



交通案内

近鉄奈良線「若江岩田」駅北側すぐ

西福祉事務所 子育て支援係（2階）

〒577-0054

東大阪市高井田元町2-8-27

TEL 06-6784-7982

FAX 06-6784-7677



交通案内

近鉄奈良線「河内永和」駅、JRおおさか東線
「JR河内永和」駅下車、北東へ約300m

幼児教育・保育無償化に関すること

子どもすこやか部事務センター

〒577-8521

東大阪市荒本北1-1-1

TEL 06-4309-3322



(お知らせ)

保育所及び公立認定こども園の保育料の
お支払いは口座振替が原則となります。

ウェブサイトより申し込みを行う場合は下記のコード、または検索キーワードよりアクセスしてください！



東大阪市 Web 口座振替受付サービス

検 索

※保育所入所後は、速やかに指定の口座振替依頼書を金融機関まで
提出またはインターネットより口座振替の申し込みをしてください。
※私立認定こども園および小規模保育施設等の保育料のお支払方法に
つきましては、各施設へお問い合わせください。